

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年10月31日
<b>【発行者名】</b>	FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役 リー・ワイ・リム (Lee Wai Lim)
<b>【本店の所在の場所】</b>	英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド気付  (c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands British West Indies)
<b>【代理人の氏名又は名称】</b>	弁護士 竹野 康造
<b>【代理人の住所又は所在地】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
<b>【事務連絡者氏名】</b>	弁護士 竹野 康造 弁護士 大西 信治
<b>【連絡場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
<b>【電話番号】</b>	03(6212)8316
<b>【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	MF MCP - アイザワ トラスト フィリピンファンド (MF MCP-Aizawa Trust Philippine Fund)
<b>【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】</b>	上限見込額は、5億米ドル(約393億円) (注) 米ドルの円貨換算額は、便宜上、平成24年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=78.60円)によります。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

MF MCP - アイザワ トラスト フィリピンファンド (MF MCP-Aizawa Trust Philippine Fund)

(注) フィリピンファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるMF MCP - アイザワ トラスト(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドです。本書の日付現在、ファンドは、サブ・ファンドのみにより構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。

### (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券(以下「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)

ファンドは追加型です。届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は、5億米ドル(約393億円)

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成24年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=78.60円)によります。以下、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(注2) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### (4) 【発行(売出)価格】

各取引日における受益証券1口当たり純資産価格(以下「純資産価格」といいます。)

(注) 「取引日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、随時決定する日を指します。「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の日で、香港、マニラおよび東京において銀行が営業している日またはその他管理会社が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。ただし、香港における強度8以上の台風警報または大雨注意報その他の類似の事象により、ある日の香港の銀行の営業時間が短縮された場合、受託会社と管理会社が別途合意しない限り、当該日は営業日から除きます。「評価日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する日を指します。

### (5) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	3.15% (税抜3.00%、税0.15%)
5,000口以上10,000口未満	2.625% (税抜2.50%、税0.125%)
10,000口以上	2.10% (税抜2.00%、税0.10%)

## (6) 【申込単位】

10口以上1口単位

## (7) 【申込期間】

平成24年11月1日(木曜日)から平成25年10月31日(木曜日)まで

ただし、申込みは、各取引日に取り扱われます。

## (8) 【申込取扱場所】

藍澤證券株式会社(以下「アイザワ証券」または「日本における販売会社」もしくは「販売会社」といいます。)

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

(注1) 上記販売会社の日本における本支店および販売会社の指定するその他販売取扱会社(以下「販売取扱会社」といいます。)

(注2) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録機関をいいます。

## (9) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「約定日」といいます。)

から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社または販売取扱会社に対し円貨で支払うものとします。各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって当該申込日後の6ファンド営業日以内の日(以下「払込期日」といいます。)

にファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

上記(8) 申込取扱場所と同じです。

## (11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

## (12) 【その他】

(1) 申込証拠金はありません。

(2) 引受等の概要

( ) アイザワ証券は、FCインベストメント・リミテッド(以下「管理会社」といいます。)

との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成19年3月30日付契約に基づき、日本においてファンド証券の募集を行います。

( ) 日本における販売会社は直接、または販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

( )管理会社は、アイザワ証券を管理会社の日本における代行協会員として指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および他の販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。買付代金の支払いは、円貨によるものとし、米ドルとの換算はすべて各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとします。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に同口座に米ドル貨で払い込まれます。

(4) 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、海外でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者ならびにケイマン諸島の居住者以外の者に対してのみファンド証券の販売が行われることがあります。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a . ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

サブ・ファンドの投資目的は、( ) (a) フィリピンで設立された企業または(b) フィリピン証券取引所に上場されている企業またはフィリピンで営業を行うもしくはフィリピン経済に影響を受けるビジネスを行っておりその他の取引所に上場されている企業により発行される、株式または株式関連証券(転換社債、ワラント、新株引受権付社債を含む。)および債券、または( ) これらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連するオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金等価物に対する合理的なレベルのリスクをもって行う投資を通じて、収益および長期的な元本の増加を実現することです。

ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。

###### b . ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立されました。

管理会社および/または管理会社から任命されたいかなる者(受託会社も含まれます。)も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。各受益者は、毎取引日に書面による通知を日本における販売会社を通じて受託会社へ送付することにより、受託会社にそのファンド証券の買戻しを請求することができます。

##### (2) 【ファンドの沿革】

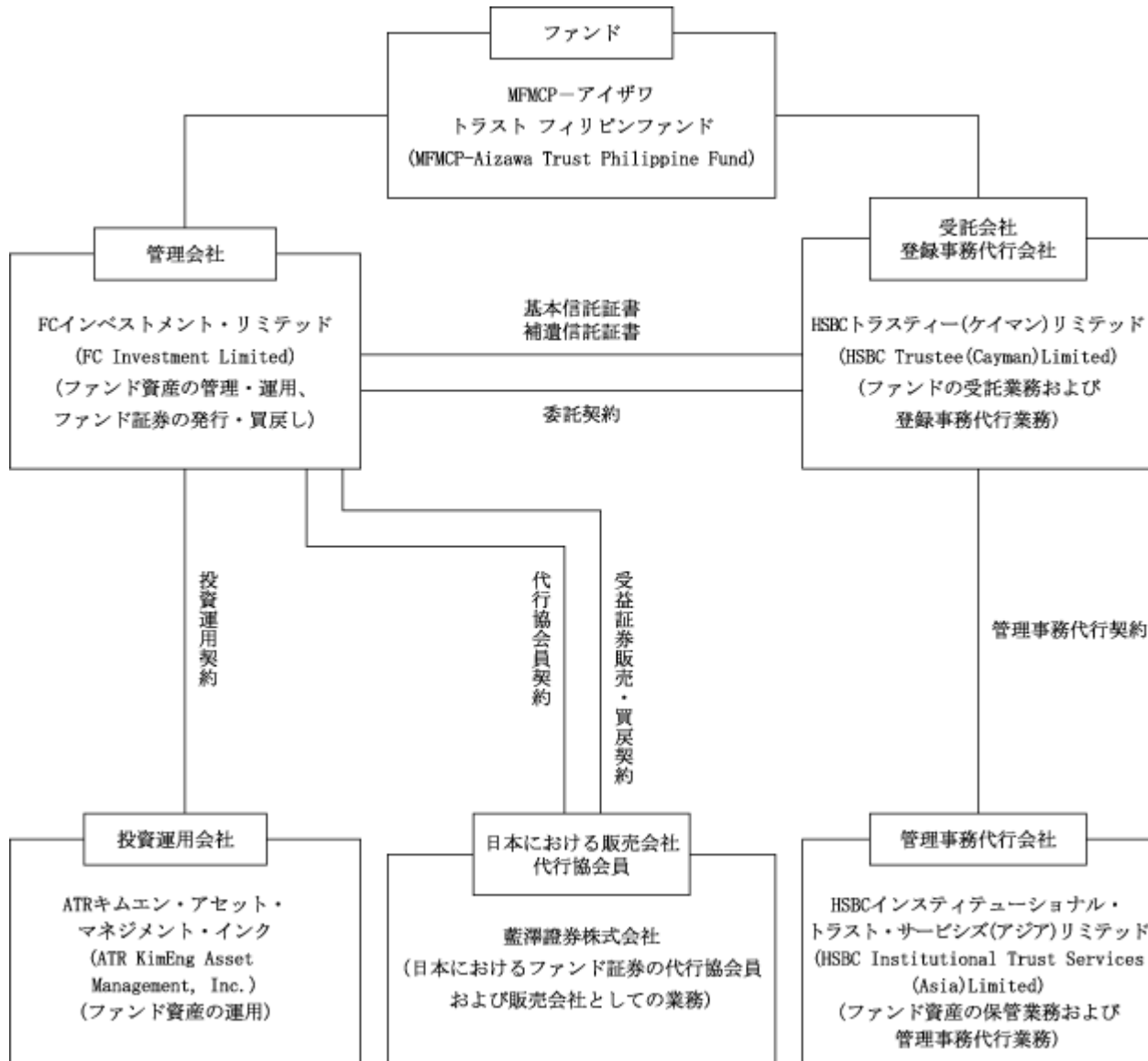
2003年9月9日 管理会社設立

2007年3月28日 信託証書(基本信託証書および補遺信託証書)締結

2007年5月7日 ファンドの運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)	管理会社	2007年3月28日付で基本信託証書および補遺信託証書(以下、併せて「信託証書」という。)ならびに委託契約 <sup>(注1)</sup> を受託会社と締結。ファンド資産の管理・運用、ファンド証券の発行・買戻し業務を提供します。
ATRキムエン・アセット・マネジメント・インク (ATR KimEng Asset Management, Inc.)	投資運用会社	2007年3月29日付で投資運用契約 <sup>(注2)</sup> を管理会社と締結しファンド資産の運用業務を提供します。
HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited)	受託会社 登録事務代行会社	2007年3月28日付で信託証書を管理会社と締結。ファンドの受託業務および登録事務代行業務を提供します。
HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)	管理事務代行会社	2007年8月22日付で管理事務代行契約 <sup>(注3)</sup> を締結。ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を提供します。
藍澤證券株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	2007年3月29日付で管理会社との間で代行協会員契約 <sup>(注4)</sup> を締結。代行協会員業務を提供します。 2007年3月30日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 <sup>(注5)</sup> を締結。受益証券の販売・買戻業務を提供します。

(注1) 委託契約とは、管理会社によって任命された受託会社が、信託証書の規定に従い受益証券の発行に関する役務の提供を行うことを約する契約です。

(注2) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約です。

(注3) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が、保管業務および管理事務代行業務を行うことを約する契約です。

(注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券の純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約です。

## 管理会社の概況

管理会社：	FCインベストメント・リミテッド(FC Investment Ltd.)		
1 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法(2011年改訂)(以下「会社法」といいます。)に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。会社法は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。		
2 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。		
3 資本金の額	管理会社の2012年8月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。		
4 沿革	2003年9月9日に設立されました。		
5 大株主の状況	株式会社ファンドクリエーショングループ	東京都千代田区麹町1丁目4番地 半蔵門ファーストビル5階	1,000株 (100%)

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

## ( ) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2009年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

## ( ) 準拠法の内容

## 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法にしたがっており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

## ミューチュアル・ファンド法

「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

#### 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改訂)

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改訂)(以下「本規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものです。

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻し、または買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資者に交付するか、または作成および交付を手配しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

#### (5) 【開示制度の概要】

##### ケイマン諸島における開示

##### ( )ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドの詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずるべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- ( ) 弁済期に債務を履行できないか、できないであろうこと。
- ( ) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ( ) 会計が適正に監査されうるような十分な会計基準なしに事業を遂行するか、またはその旨意図していること。
- ( ) 不正もしくは犯罪性のある方法で事業を継続しているか、継続しようとしていること。
- ( ) 以下を遵守せずに事業を継続しているか、継続しようとしていること。
  - ・ ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規定
  - ・ 金融庁法(2011年改正)
  - ・ マネー・ロンダリング規制(2010年改正)
  - ・ 免許に伴う条件

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤングのケイマン事務所です。ファンドの会計は香港の会計基準に準拠し、監査が行われます。

管理事務代行会社は、(a)ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、( )当該事実を受託会社に書面で報告し、( )当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、(a)ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

## ( ) 受益者に対する開示

入手可能なファンドの直近の会計帳簿および記録書類(信託証書、サービス委託契約、申込書の様式、販売・買戻契約、代行協会員契約および事務代行契約を含みます。)は、管理会社および事務代行会社の営業所に備え置かれます。受益者およびその正当な代理人は、自己の受益権に関してのみ、合理的な通知をもって、通常の営業時間中いつでもかかる会計帳簿および記録書類を閲覧し、これらの写しを取得することができます。受益者登録簿の写しも、管理事務代行会社の営業所に備え置かれます(主たる登録簿は、ケイマンにおいて受託会社が保持します。)。管理事務代行会社は、管理会社と協力して、各評価日現在の純資産価格を算定します。さらに、ファンドの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くともファンドの会計年度の終了から6か月以内に)、香港の会計基準に従った監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。香港の会計基準に従った中間財務諸表(毎年10月の最終営業日までを対象とするもの)も、ファンドの計算期間中の半期の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くとも当該半期の終了から3か月以内に)作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、ファンドの受益者登録簿に記載されている受益者の登録住所に宛て送付されます。

## 日本における開示

## (a) 監督官庁に対する開示

## ( ) 金融商品取引法との開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等においてこれを閲覧することができます。

ファンド証券の日本における販売会社および販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

## ( ) 投資信託および投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法にしたがって、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社および販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAはミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するため監督・執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制において所定の詳細事項および監査済決算書をCIMAに毎年提出することが求められています。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に対し、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合には、受託会社に多額の罰金が科され、CIMAがファンドの清算を裁判所に申し立てることができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンド等の免許ミューチュアル・ファンドについて、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法に反して免許の条件に従うことなく業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの取締役、経営者または役員の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてCIMAの認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、( ) (a) フィリピンで設立された企業(以下「フィリピン企業」といいます。) または(b) フィリピン証券取引所に上場されている企業またはフィリピンで営業を行うもしくはフィリピン経済に影響を受けるビジネスを行っておりその他の取引所に上場されている企業(以下「フィリピン関連企業」といいます。) により発行される、株式または株式関連証券(転換社債、ワラント、新株引受権付社債を含む。) および債券、または( ) これらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連するオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金等価物に対する合理的なレベルのリスクをもって行う投資を通じて、収益および長期的な元本の増加を実現することです。

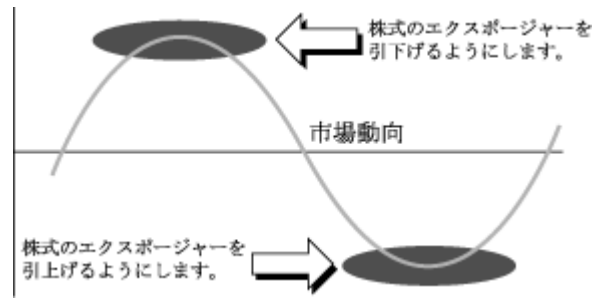
サブ・ファンドは、主に、フィリピン企業またはフィリピン関連企業によって発行された、上場株式、店頭登録株式または上場予定の株式、社債、ワラントその他の証券およびデリバティブ商品(オプション、先渡しおよび先物を含みます。) に投資します。ただし、投資対象はこれらに限られません。サブ・ファンドは、フィリピン証券取引所に上場している、または上場していないフィリピン企業に投資を行うものとします。フィリピン証券取引所で取引される株式に関しては現在すべての株式が店頭登録されています。

サブ・ファンドの投資活動の開始以前、および投資対象の処分後において、サブ・ファンドの現金は信用度の高い短期投資対象に投資されるか、または安定した金融機関に預金されることがあります。サブ・ファンドは、方針として、投資先の会社に対する支配を追求しません。

#### 投資哲学、投資プロセスおよび投資手続

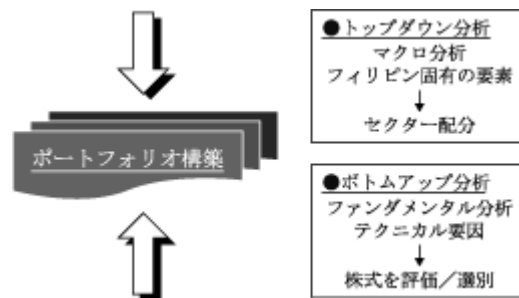
投資運用会社は管理会社のために、サブ・ファンドに関する投資に対しバリュース・アプローチおよびグロース・アプローチを採用します。投資運用会社は、後に真正な価値を正確に反映して株価が上昇するとの予想のもとに、割安な株式を見出すことを目指します。一般に、投資運用会社は、集中的な経営を行い、高い収益率および収益成長性、および低い負債比率を享受し、低い株価収益率(PER) および低い株価純資産倍率(PBR) で株式が取引される企業に投資する傾向があります。時に、投資運用会社は、その単独裁量により、バリュース戦略およびグロース戦略を組み合わせるか、または市場および景気のサイクルを活用するために成長株により焦点を当てることがあります。

また、投資運用会社はアクティブ・アセット・アロケーション・プロセスを採用し、これにより投資運用会社は市場動向の変化に対応して資産配分を調整します。したがって、サブ・ファンドは常にフル・インベストメントが行われるとは限りません。投資運用会社は、元本を保全するため、市場がピークに近いと判断した場合には株式に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを引下げます。逆に、投資運用会社は、市場がボトムに近いと判断した場合、株式に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを上げます。時に、フィリピン証券取引所は「過熱感を伴うレベル」に近づくことがあります。このような場合には、投資運用会社はサブ・ファンドのポートフォリオの成長のため、高配当利回り銘柄に集中することがあります。



サブ・ファンドは、トップダウン分析およびボトムアップ分析の組合わせを利用して運用されます。トップダウン分析は、マクロ経済および社会政治的発展の検討および世界・国レベルの見通し(国固有の要因ならびにセクター成長トレンド、相対価値評価、および各セクター特有の市場サイクルの理解に焦点を当てます。)を網羅します。かかるマクロ評価を利用し、サブ・ファンドのための適切な国およびセクターの投資配分について戦略が考案されます。その後、銘柄選別プロセスが続きます。銘柄選別は、以下の株式スクリーニングのプロセス(厳密な定量的および定性的な選別基準に従います。)にしたがって行われます。基準には、企業の収益原動力、PERおよびPBR等の財務比率、利益率、負債資本比率、およびキャッシュ・フロー、経営の質および企業の透明性を含みます。

ボトムアップ・アプローチにおいて、投資運用会社は、テクニカル要因(株価動向を含みます。)を十分に考慮した上で、ファンダメンタル分析の適用を含む株式の評価および選別のプロセスを通じてサブ・ファンドのポートフォリオを構築します。



パフォーマンスの参照指数は、Phisix30主要銘柄指数で、主な目的は、上述の戦略を利用して、Phisixのパフォーマンスを300bpから500bp上回ることです。

## (2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照下さい。

### (3) 【運用体制】

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託しています。投資運用会社は適切な投資判断を行うために、利用可能な数多くの手段を採用します。投資運用会社のチームの中心となっているのは、取締役会、ファンド運用グループおよび投資委員会です。投資運用会社のCEOおよび代表ファンドマネージャーを含む投資委員会は、マクロ経済動向を見極め、成長が期待されるか、または優れた企業価値もしくは高い現金配当を提供する主要産業を特定します。一度セクター配分が決定されると、代表ファンドマネージャーは、決定されたセクター配分を実行する任務を負います。

その後、投資運用会社の投資委員会は、月次ミーティングを開催してポートフォリオの実績、資産配分およびポートフォリオに組入れた個別の銘柄について精査します。万が一、非常事態の発生によってポートフォリオの現在の持ち高の見直しが必要となった場合には、臨時のミーティングが開催され、代表ファンドマネージャーは、ポートフォリオのPER、PBRおよびPEGレシオなどの主要な評価指標を説明します。また代表ファンドマネージャーは、ポートフォリオのリスクの度合いを測るために、係数やシャープ・レシオを精査します。

投資運用会社の取締役会と投資委員会は、社外取締役、投資銀行家、ファンドマネージャーおよびその他の金融専門家から構成されます。ファンド運用チームはこれらを、取引にあたっての強力な市況情報源として、また投資機会および企業情報について検討する重要な手掛かりとして利用します。

代表ファンドマネージャーは、ファンド全体の運用状況の監視を行います。

### (4) 【分配方針】

管理会社が、その絶対的な裁量に基づいて決定した場合、サブ・ファンドの純収益および実現キャピタルゲインの分配が受益者に対して行われます。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。しかしながら、管理会社は、受益者に対していかなる分配を行うことも予定しておらず、すべてのサブ・ファンドの純収益および実現キャピタルゲインは再投資され、純資産総額に反映されます。

### (5) 【投資制限】

サブ・ファンドは、以下の主な投資制限に従います。

- (1) サブ・ファンドはフィリピン証券取引所が認める場合を除き、証券の空売りを行いません。いかなる場合も、空売りされる証券の現在価値の総額はサブ・ファンドの純資産総額を上回らないものとします。
- (2) 取引所に上場されていないかまたは直ちに処分できない投資対象に対し、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
- (3) フィリピン証券取引所に上場されていないか、またはフィリピンにおいて店頭登録されていない投資対象につき、純資産総額の50%を上回る投資を行いません。
- (4) 債券、現金および現金等価物につき、連続した12か月間に純資産総額の50%を上回る投資を行いません。

- (5) 単一の債券発行者の証券のクラスにつき、直近の入手可能な純資産総額の10%を上回る投資を行いません。
- (6) ワラント、オプション、先物および先渡を含むデリバティブにつき、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
- (7) サブ・ファンドの投資対象については、債務の担保としていかなる方法においても譲渡担保権、質権、抵当権の設定をされず、または譲渡されません。
- (8) サブ・ファンドは、引受または下引受取引を行いません。
- (9) サブ・ファンドは、商品または不動産の取引を行う会社の証券には投資を行いますが、商品または不動産に対して投資を行いません。

上記に加え、管理会社はサブ・ファンドを代理して以下を行うことはありません。

- (a) 本人として、自己もしくは管理会社の取締役と取引を行うこと、
- (b) 管理会社の利益もしくはサブ・ファンド以外の当事者の利益を目的とした取引を行うこと、または
- (c) 1つの会社の株式の取得の結果、管理会社に管理されるすべてのミューチュアル・ファンドが保有する当該会社の株式総数が当該会社の発行済み株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること。

投資運用会社は、上記の投資制限および下記の借入制限に定める借入制限の遵守の監視について単独で責任を負います。

別段の記載のない限り、上記の制限は投資に関する関連取引または契約の日付において適用され、かかる目的において、適合性は取引日現在の取得価格および純資産総額に基づき決定されます。サブ・ファンドの投資ポートフォリオの変更は、かかる制限に記載される制限が下記の結果として破られるという理由だけで投資制限が違反されるとはみなされず、必ずしも影響を受けることはありません。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の価格の値上がりまたは値下がり
- (b) 資本の性質をもつ何らかの権利、贈与または給付金の受領
- (c) 合併、再建または転換もしくは交換についてのスキームまたは取決め
- (d) 受益証券の買戻し

サブ・ファンドの投資ポートフォリオへの変更または追加を行う際には、かかる制限を考慮しなければなりません。

投資制限に違反した場合(前段落に定める状況から生じる違反を除きます。)、投資運用会社は違反を認識してから90日以内にかかる違反を是正するよう速やかに措置を講じます。

#### 借入制限

サブ・ファンドの投資運用会社は、サブ・ファンドのために、サブ・ファンドの勘定で、その時に未弁済である額がファンドの純資産総額の10%を上限として、現金を借入れることができます。

### 3 【投資リスク】

#### リスク要因

投資ファンドの価値は保証されておらず、その時々ポートフォリオにおける証券の市場価値により日々変化する可能性があります。証券の価値は、経済状態、金利、政府規則および課税ならびに企業業績を含む複数の原因により変動します。特に、サブ・ファンドが保有する債務または確定利付証券の価値は、金利変動によって増減することがあります。また、外国通貨建てのフィリピンの発行体の債務および証券に対するサブ・ファンドの投資に関して、サブ・ファンドは外国為替相場の変動および為替規制の可能性などの為替リスクを被ることがあります。上記の結果として、投資家の投資対象は何時を問わずその購入価格を上回る場合も下回る場合もあります。

#### 市場リスク

ボラティリティにより測定される株式1株のリスクは、市場リスクとして知られています。本リスクには、システマティック・リスクおよびアンシステマティック・リスクの2つの要素があります。システマティック・リスクは、株式自体に関連するものではないですが、投資対象としての株式市場に関する心理または問題に関連するものです。これは不可避的であり、市場全般に内在する種類のリスクです。アンシステマティック・リスクとは、企業固有リスクとしても知られており、企業自体に関する要因を背景とした株式の価格における可変性をいいます。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、即金支払の買い手が見つからず、または重大な損失をもって処分されなければならない投資対象に関するリスクのことです。長期債の価格は、短期債に比べて金利変動からより大きな影響を受けます。

#### 金利リスク

金利リスクは、金利変動に起因する債券価格の流動性を指します。債券が購入され、かつ爾後に金利が上昇した場合、購入された債券の価格は下落します。一方で、より低い金利は、マネー・マーケット商品およびファンドの利益に悪影響をもたらします。金利は、様々な要因の影響を受け、特に長期的な予測を立てることは困難です。

#### クレジット/デフォルト・リスク

クレジットまたはデフォルト・リスクは、債券発行体ならびに利息の支払いおよびその債務の弁済に関する当該発行体の期待能力に係る「信用度」をいいます。発行体の信用格付の降格は、債券価格の下落をもたらします。したがって、債券を保有する確定利付ファンドは、その純資産総額(NAV)の減少に直面することがあります。ただし、優良債務証券に対する投資制限もまた、投資対象を制限し、収益を衰退させる可能性があります。

## 購買力リスク

購買力リスクとは、インフレーションのリスク(投資家の実質的な資金の価値が、当該投資家の初期投資額の購買力を下回るリスク)です。本リスクは、特に金利がインフレ率の範囲内にある確定利付証券に投資する際に発生します。

## 為替リスク

外国通貨建てのフィリピンの発行体の債務および証券に対する投資は、フィリピンの国内投資には概して付随しないリスク(特に、外国為替相場の変動および為替規制の可能性)を伴います。外国為替相場の変動は、ポートフォリオ内の投資対象の価値に影響します。具体的には、フィリピン・ペソによるサブ・ファンドの純資産価格およびその計算ならびに収益の分配は、当該外国通貨に対するフィリピン・ペソの価値の上昇によって悪影響を受けます。また、収益の計算は、これが記録される日に、当該日に有効な外国為替相場をもって行われます。したがって、収益の認定と受領の間にフィリピン・ペソの価値が外国為替に対して上昇した場合に、サブ・ファンドが悪影響を受ける可能性があります。

## 経済的不安定性リスク

フィリピン企業の持分証券への投資は、フィリピン、アジア、および最近では米国および欧州連合などの巨大な先進国経済における低成長率またはマイナスの成長率および経済的な不安定性によって悪影響を受ける可能性があります。

過去にフィリピンは成長遅滞またはマイナス成長、高度インフレ、フィリピン・ペソの著しい平価切下げ、為替規制、債務再編ならびに電力不足および停電に直面した時期があります。

1997年半ばから1999年、アジアの経済危機がフィリピンの経済に悪影響を与え、フィリピン・ペソの重大な値下がりおよび金利の上昇をもたらしました。これらの要因は、多くのフィリピン企業の債務返済義務を果たす能力に重大な悪影響を及ぼしました。特に、フィリピン・ペソの著しい値下がり、米ドルまたはその他の外国通貨建ての重大なローンまたはコストを有する多くのフィリピン企業のその返済義務の履行を困難にしました。

全般的に、フィリピンの経済状態は、経済改革の実施(とりわけ、追加的な付加価値税の実施)の結果、アロヨ政権第1期および第2期の間(2001年1月から2010年6月)に著しく改善し、海外を拠点にしたフィリピン人の被仕向送金の継続的な増加に大いに支えられました。

世界的な金融危機、その危機に応じた政府による経済刺激策の支出およびいくつかの自然災害(強い台風を含む。)はアロヨ政権の最後の2年間の利益を一部減少させましたが、国の経済成長、インフレ率、外国為替レート、金利および対外債務ポジションはそれにもかかわらず、この40年間の国の実績に比して最も健全な水準であり続けたという事実に変わりはありません。

アロヨ政権半ばの実質GDP成長の上向き曲線は、2007年に7.1%に達し、その後2009年には主に外的要因により1.1%に落ち込みました。2010年は第1四半期および第2四半期において7.8%および7.9%という特に優れた成長率を記録し好調な年でしたが、2011年の第2四半期には3.4%にまで成長は鈍化しました。2012年上半期の名目GDP成長率は6%でした。

国内の消費者インフレは、過去40年間平均して11%前後でしたが、その後、2007年までには過去20年間で最も低い2.8%まで低下し、ここ3年半で著しく改善しました。インフレ率の低下は2008年の世界的な原油および米商品の価格急騰により一時的に止まりましたが、2009年には3.2%まで再度低下し、2011年8月には、再び4.7%に上昇しました。2012年第1四半期のインフレ率は、平均すると3%を若干下回る落ち着いた水準で推移しました。

政策金融は過去10年間にわたって改善しました。1999年から2001年まで平均約15%であった10年ペソ債利回りは、2006年から現在に至るまで7～8%に劇的に低下しました。同様に、2000年から2001年まで平均12%であった1年利回りは、2011年には0.9%に低下しました。

その一方で、公的対外借入はGDP比で、2007年から2011年半ばまで24～30%の間を行き来しました。これは、過去10年間で見られた40～49%と比べると、好ましいことに非常に対照的です。

主に労働者からの送金により、外国為替準備高は、2001年から2004年の120～130億米ドル水準から2012年8月31日時点の800億米ドル水準まで改善しました。2011年には、国外のフィリピン人労働者からの送金額は200億米ドルにのぼり、GDPの10%を占めています。また、2012年には、ビジネス・プロセス・アストソーシング（BPO）産業の急速な成長が132億米ドルの歳入をもたらすことが期待されており、フィリピンのコールセンターの雇用人口は、既にインドを上回っています。

フィリピン経済に構造的な改善があったものの、上記に述べたリスク要因と同一のリスク要因が引き続き関係し、将来監視し続ける価値があることを認識しなくてはなりません。成長を著しく犠牲にすることなく年度予算を管理する現在のアキノ政権の能力が最も重要となるでしょう。歳入徴収における継続的な向上が引き続き行われます。さらに、現在の政権は官僚制度における多くの遺漏にしっかりと取り組む必要があります。予算はまだ確実に管理されているとはいえません。財政赤字は、GDP比で2007年に0.2%、また2008年には0.9%と好ましいことに低くなりましたが、2009年には3.9%、2010年には3.7%と悪化しました。新政権は、かかる数値を2011年には3.2%、2012年には2.6%にまで削減することを目標に掲げています。

その後の成長が促進される新たな基盤を作り上げる重大なインフラを一新し、拡大するために、現在もなお国内および国外両方のソースから活発に誘致されている官民連携（PPP）を通じた民間投資を近い将来集めることが望まれます。アキノ政権は透明性および説明責任を統治の基盤としました。これは投資を刺激する上で重要となるでしょうが、まだ日が浅いため、新政府は効率性および能力遂行に対する評判を構築することに苦戦しています。官民連携（PPP）は、その導入が遅れたため、投資家の期待を裏切ることとなりました。

## 政治的リスク

フィリピン企業の実績および財務状態は、フィリピンにおける一般的な政治情勢および経済情勢の影響を受けることがあります。1986年2月、平和的な軍事および民衆蜂起によりフェルディナンド・マルコス大統領の21年間の支配が終わり、コラソン・アキノがフィリピン大統領に就任しました。1986年から1989年の間に、アキノ政権に対する数件のクーデター未遂が起りましたが、いずれも成功には至りませんでした。フィリピンの政治および経済状態は、1992年のフィデル・ラモスの大統領当選以降の1990年代は概して安定していました。しかし、2000年、ラモスの後任のジョセフ・エストラダ大統領に汚職疑惑が掛かり、その結果、弾劾手続、マニラ首都圏における集団的な大衆抗議、軍事支援の停止および大統領の辞任に発展しました。その後、副大統領のグロリア・マカパガル・アロヨが2001年1月20日に大統領として宣誓就任しました。アロヨ大統領はエストラダ大統領の残りの任期を務め、2004年の選挙に勝利しました。アロヨ大統領は、合計で9年強の期間大統領を務め、無競争の委任をしっかりと確立した概して穏やかで信頼できる選挙の後、2010年6月30日にコラソン・アキノ大統領の息子であるベニグノ・S.C.アキノ三世に承継されました。

アキノ現大統領は、前政権からの問題で山積みの挑戦的な政治的展望を引き継いでいます。特に、直前の先任者は、不正を行って2004年の選挙に勝利し、多数の大きな汚職事件に関与したとして、後年に追及されました。さらに軍は、初代アキノ大統領およびアロヨ大統領に対して暴力的なクーデターを開始した武装勢力の様々な派閥とともに、政治への臨時的協力者であり続けています。軍はまた、マルコス大統領およびエストラダ大統領の追放において非暴力的ではあるが重要な役割を果たしました。ミンダナオの一部におけるイスラム教の分離派による暴動およびテロ攻撃ならびに共産主義の反逆者によるより小規模の暴動およびテロ攻撃はさらなる問題をもたらしています。2009年11月のマギンダナオ州での57人の一般市民およびジャーナリストの殺害により証明されるように、最近では州での軍族主義の復活が問題となっています。この事件で罪に問われた関係者はアロヨ政権と結びつきがあるとされ、実際に2004年の選挙での不正行為を手助けしたイスラム教の知事および市長の一族です。一方現在のアキノ政権は、最初の2ヶ月で、不満を抱いた警察官がバス一台分の香港からの観光客を死亡させた人質事件によりすでに試されました。公衆および投資家の法および秩序、社会正義、官僚改革ならびに投資環境に対する長期的な不鮮明な認識を立て直す政府の見通しは、上記の騒動を効率的に管理し解決する能力に依拠します。上記に述べた2010年8月の人質事件の間の警察庁および地方自治体の無益な対応は、アキノ大統領の支援基盤を予想通りに多少破壊し、フィリピンの投資家が今後数年間直面し続けるであろう政治および統治リスクの残余となります。この事件以来、アキノ大統領は、はっきりしない反応を受けています。アキノ大統領は、先の中国訪問において、少なくとも10億米ドルの投資と120億米ドルを上回る潜在的取引をとりつけ、海外投資を呼び込むことに成功しました。しかしながら、官民連携(PPP)への取り組みが大幅に遅れたことは、僅かな失望をうみました。

しかし、構造的な政治改革および持続した経済回復に対する投票者の強い期待を背景に政権を勝ち取ったのであれば、現在の政権の結果を出す能力に関して悲観的になるには依然として早すぎるでしょう。

アキノ大統領の政治腐敗と戦う姿勢は、国際的ビジネスマンの信頼を得ています。現地の株式市場は過去最高を更新し、世論調査では、企業経営者がアキノ大統領の政治に満足していることを示しています。

また、税金の徴収も改善の兆しを見せています。2012年5月には、資産・負債・財産の公開報告書の開示時に不履行があったとして最高裁長官のレナート・コロナ氏の歴史的な弾劾が行われました。

2012年初めには、フィリピンは西フィリピン海（南シナ海）のスカボロー礁の領有権を巡り中国と争っています。この海域は、鉱物や原油資源が豊富であると考えられています。多くの中国漁船が、この海域において違法操業および天然記念物を略取したとしてフィリピンの監視船に逮捕されています。

### PAS39号：金融商品の分類およびその評価における推定リスク

PAS39号債券に対する投資の時価評価の適用において推定されるリスクは、再評価の時点での金利が取得時の金利を下回った場合の債券の価値が下落する可能性があることです。債券の再評価で著しい増減があった場合は、純資産総額の結果に影響します。

### 実績報酬

投資運用会社に対して支払われる実績報酬は、投資運用会社が、当該実績報酬がない場合に行うよりも、よりリスクが高くまたは投機的な投資を行う誘因となる場合があります。投資を予定する者は、投資運用会社に対して支払われる管理報酬および実績報酬が、未実現利益(および未実現損失)に一部基づいていること、また、サブ・ファンドがそのような未実現損益を全く実現しない場合があることに留意すべきです。

### 主要な個人へ依存

サブ・ファンドの資産に関する投資判断は投資運用会社によって行われます。受益者は、サブ・ファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。サブ・ファンドの成功は、投資運用会社に大きく依拠しています。サブ・ファンドの勘定で投資運用会社が採用する戦略がリターンを達成するまたは成功するとの保証はありません。したがって、投資運用会社の主要な個人が死亡したまたはその他無能力となった場合、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が出る可能性があります。

### 決済リスク

サブ・ファンドは、投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で取引を行う、相手方当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行リスクも負うことになります。

### 為替相場

ファンド証券は、サブ・ファンドが米ドル貨以外の通貨建ての資産に投資される場合に、為替相場の変動にさらされます。投資運用会社は、管理会社のために、外国為替取引を通じて、かかるエクスポージャーに関連するリスクを部分的に相殺しようと努める場合があります。外国為替取引が実行される市場は、高いボラティリティの影響を受け、流動性および価格の変動を含む重大な変化が生じます。外国為替取引リスクは、為替相場リスク、金利リスクおよび地域の為替市場、外国投資または特定の外貨取引を規制することによる外国政府による介入の可能性を含みますが、これらに限られません。

### 流通市場の欠如

受益証券の流通市場が形成される見込みはありません。したがって、受益者は、買戻しという手段によってのみ受益証券の処分を行うことができます。買戻請求日から関係する買戻日までの期間に、受益証券の買戻請求を行う受益者が保有するサブ・ファンドの純資産総額が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。

### 買戻しについて生じ得る結果

受益者が受益証券につき相当の買戻しを請求する場合、投資運用会社は、当該買戻しに必要となる資金に充当するために現金を調達する目的で、望ましいとされる他の場合よりも迅速に、かつより不利な価格で、サブ・ファンドの投資対象を清算する必要に迫られる可能性があります。

### 純資産総額の決定

購入および買戻しに関する日々の純資産総額の決定において、サブ・ファンドは、基本信託証書および目論見書の規定にしたがって評価されます。派生価格は、サブ・ファンドが保有する投資対象の実現可能価額を反映しないことがあります。

### 評価リスク

基本信託証書の条件に基づき、管理会社は、純資産総額の計算について責任を有します。管理会社に支払われる管理報酬が純資産総額に基づくため、これには利益相反の可能性があります。結果的に、管理報酬は、即時に取得できる価格の存在しない本件投資対象の価値に関して、管理会社が過大評価を行う誘因をもたらすことがあります。

### 分配

サブ・ファンドに関する方針は、分配を行うことではなく、サブ・ファンドのすべての収益および純キャピタルゲインについて再投資を行うことです。したがって、サブ・ファンドへの投資は、短期的な投資目的の投資家には適さないことがあります。

### 市場のボラティリティの可能性

一部のアジアの証券取引所は、最近において極端な価格変動を経験しており、そのような変動が将来に発生しないと保証することはできません。

### 流動性

投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定において、上場証券だけでなく非上場証券にも投資する場合があります。上場証券、特に中小企業の上場証券への投資は、証券の流動性を保証するものではなく、非上場証券への投資は、高い非流動性リスクにさらされています。必ずしも希望価格および希望する期間内での買注文または売注文が実行できるとは限りません。

### 企業の情報開示、会計および規制基準

一部の企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公に利用できる情報も多くない場合があります。また企業が、日本、米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件にしたがっている場合があります。

フィリピン企業への投資のリスクには、特に以下が含まれます。

## 非上場企業への投資

投資運用会社は、重大なキャピタルゲインを提供する可能性のある非上場企業に投資を行うことができます。ただし、非上場企業への投資は、高いビジネスおよび財務リスクを伴います。投資運用会社は、合理的な上場の可能性があるとして自身が判断する企業に投資を行うことができますが、かかる可能性が実現されないこともあります。

一般的に、サブ・ファンドの非上場企業への投資は、評価が困難であり、当該投資対象の価値の保護は、ほとんどないか、または、全くありません。企業が、フィリピン証券取引所またはその他の取引所への上場を得られない場合、かかる投資対象は相当期間に渡って保持されます。

サブ・ファンドのフィリピンにおける非上場企業への投資には、広範囲のデューディリジェンスが要されることがあります。ただし、投資運用会社がデューディリジェンスを制限する競売期間中に株式を売却するか、または、記録を入手することができないために、フィリピン市場で適切なデューディリジェンスを達成することは困難であります。

投資先企業は、以下の多数のビジネス・リスク(そのすべてが、サブ・ファンドの当該投資先企業に対する投資の価値に影響を与え得ます)に直面する可能性があります。

- a. 不十分な資金調達および/または資金アクセス
- b. 顧客集中リスク
- c. 原材料価格変動における非効率的なヘッジまたは投機、過剰在庫リスク、運転資本の非効率的な利用、および生産拠点の途絶
- d. 内部および外部の不正を検出する内部統制の不備
- e. 不適當な戦略または業界動向の予想の誤り
- f. 不十分または不適當な中間管理チーム、および採用の困難性
- g. 関連する為替レートの変動に起因する競争力の変化

フィリピン株式市場への投資のリスクには以下が含まれます。

## 為替レート

受益証券の純資産価格は米ドルで表示され、特に米ドルとフィリピン・ペソの間の外国為替レートの変化にしたがって変動します。サブ・ファンドに対する受益者の投資は、米ドルで行われ、サブ・ファンドは、投資を実行する前に関連の米ドルをフィリピン・ペソ(またはフィリピン外での投資の場合は別の外貨)に転換します。また、サブ・ファンドは、当該投資による収益および実現利益の分配を行う前に、フィリピン・ペソ(またはかかるその他の通貨)を米ドルに戻さなければなりません。為替レートの変動が、( )純資産総額および受益証券の純資産価格、または( )サブ・ファンドの非米ドル建ての投資による収益および実現利益の転換後に受益者が米ドルで受領する分配の価値に悪影響を及ぼさない旨の保証はありません。

### 通貨の転換

サブ・ファンドの投資の大部分は、フィリピン・ペソで分配を支払うフィリピン・ペソ建ての証券に対して行うことが予想されます。投資運用会社は、受益者に分配を行うにあたりフィリピン・ペソを米ドルに戻す必要があります。

### 信用リスク

サブ・ファンドが無担保で相手方当事者の信用リスクにさらされる限り、サブ・ファンドは、一般的に、いかなる相手方当事者の資産に対しても不履行に際して優先権の主張を有しません。相手方当事者に有担保債権者がいる場合、かかる有担保債権者が、サブ・ファンドに優先して相手方当事者の資産からの返済を受領する権利を有します。更に、サブ・ファンドは、不履行相手方当事者の資産の残存価値をその他の無担保債権者に分配しなければならないことがあります。その結果、不履行相手方当事者がサブ・ファンドに対して無担保で負担する金額を、サブ・ファンドが回収できるとの保証はありません。

### 会計、監査および財務報告基準

フィリピンの会計、監査および財務報告基準、実務および開示要件は、先進国のものとは異なります。したがって、投資運用会社が入手できる情報は、日本、米国またはヨーロッパでの投資に関する情報に比べて少なくなっています。

### リスクに対する管理体制

投資運用会社は、適用法および規則への徹底的な遵守を確保するチェック・アンド・バランスのシステムを採用しています。主要な措置には、承認された投資制限を超過する投資クラスが一切存在しないことを確保する取得価格および市場価格の両方でのファンドの株式ポジションの日々の精査が含まれます。投資運用会社は、ポートフォリオ・リスクを監視するため、バリュエーション・アット・リスク・アナリストを擁しています。また、リスクは、定評のある株式ブローカーおよび銀行業者に限定して取引を行うための取締役会および投資委員会の承認を求める厳しいプロセスを通じても管理されます。取締役会および投資委員会は、新規上場の企業または新規発行の社債に対する投資を同様に承認します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券1口当たりの発行価格に、発行価格の3%を超えない額の申込手数料が課されます。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	3.15%(税抜3.00%、税0.15%)
5,000口以上10,000口未満	2.625%(税抜2.50%、税0.125%)
10,000口以上	2.10%(税抜2.00%、税0.10%)

##### (2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

##### (3) 【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.1%の割合の報酬の支払いを受けます。この報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。ただし、この報酬は、毎月最低でも1,600米ドル支払われます。さらに、受託会社は、通常の基準による評価手数料および取引手数料を請求する権利を有します。加えて、受託会社は、サブ・ファンドの設定に関し、当初報酬として4,000米ドルを受領しました。また、受託会社は、サブ・ファンドの登録事務代行会社として、年2,500米ドルを超えない額(毎月後払いで比例配分に基づき支払われます。)も請求します。受託会社は登録事務代行会社として、受益証券の申込み・買戻しおよび受益者への分配(もしあれば)の手続きに関する取引手数料の支払いを受ける権利も有します。これらの報酬は、サブ・ファンドにより支払われます。副保管会社の任命に関するすべての報酬または手数料、当該副保管会社が負担する経費、ならびに受託会社および管理事務代行会社のすべての立替費用も、サブ・ファンドが負担します。

2012年4月30日に終了した会計年度中の受託報酬および管理事務代行費用は、それぞれ36,445米ドルおよび11,768米ドルでした。

## 管理報酬

管理会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.1%の管理報酬の支払いを受けます。この管理報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。

2012年4月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、3,839米ドルでした。

## 投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.75%の報酬の支払いを受けます。この投資運用報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。

2012年4月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、28,795米ドルでした。

また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いされる実績報酬(以下「実績報酬」といいます。)の支払いを受ける権利を有します。いずれかの暦四半期(以下「該当四半期」といいます。)に係る実績報酬は、該当四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格が、該当四半期以前のいずれかの暦四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格の最高額または当初発行価格の100米ドル(100米ドルが当該最高額を上回る場合)を超える分の金額に、該当四半期中の発行済受益証券口数の平均を乗じた額の12.5%に相当します。サブ・ファンドのパフォーマンスは、当初は、当初発行価格である受益証券1口当たり100米ドルに対して測定され、最初の暦四半期について比例按分されます。最初の実績報酬は、2007年6月の最終評価日における受益証券の純資産価格が当初発行価格の100米ドルを超える分の金額に基づいて決定されました。

説明のために記載すると、該当四半期の実績報酬は、該当四半期末における受益証券の純資産価格により、以下の算式にしたがって計算されます。

$$\text{実績報酬} = (\text{受益証券の純資産価格} - \text{ハイ・ウォーターマーク}) \times 12.5\% \\ \times \text{該当四半期中の発行済受益証券口数の平均}$$

上記の算式において：

「受益証券の純資産価格」とは、評価日における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格をいいます。

「ハイ・ウォーターマーク」とは、該当四半期以前の各四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格の最高額または100米ドルのいずれか高い方をいいます。

「該当四半期中の発行済受益証券口数の平均」とは、該当四半期中の各評価日に発行している受益証券口数の単純1日平均をいいます。

いずれかの評価日における受益証券の申込価格および買戻価格を計算する目的上、当該評価日における実績報酬は発生しますが、実績報酬を決定するための該当四半期末における受益証券の純資産価格の計算においては、かかる発生は無視されるものとします。

2012年4月30日に終了した会計年度中の実績報酬は、42,299米ドルでした。

## 販売報酬

日本における販売会社は、発行される受益証券の申込価格(申込金額)の3.0%(消費税を除きます。)を上限とする申込手数料を受取ることができます。受益証券を購入する投資家は、申込手数料を日本における販売会社から個別に請求されます。

サブ・ファンドに関する販売報酬は、各評価日に算出される純資産総額の年率0.5%に等しいものとし、販売報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。販売報酬は、サブ・ファンドが支払義務を負い、サブ・ファンドの資産から支払われます。

2012年4月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、19,197米ドルでした。

## 代行協会員報酬

サブ・ファンドに関する代行協会員報酬は、各評価日に算出される純資産総額の年率0.2%に等しいものとし、代行協会員報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。代行協会員は、提供するサービスに関して合理的に生じた立替費用の支払いを受ける権利を有します。代行協会員報酬および代行協会員の立替費用は、サブ・ファンドが負担し、サブ・ファンドの資産から支払われるものとし、

2012年4月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、7,679米ドルでした。

## (4) 【その他の手数料等】

### 運営費用

受託会社は、下記に掲げたものを含むがこれらに限られないサブ・ファンド自身の直接の運営費用をサブ・ファンドの信託財産からのみ支払います。

サブ・ファンドの資産および収益に課されるすべての公租公課

サブ・ファンドの組入証券に関わる取引について支払うべき通常の銀行取引手数料(かかる手数料は取得価額に含まれ、また売却価額からは控除されます。)

券面印刷費、基本信託証書およびサブ・ファンドに関するその他一切の書類(サブ・ファンドまたはファンド証券の募集に関する規制当局(各国の証券業協会を含みます。)に提出すべきまたは日本の投資家に配布すべき有価証券届出書および目論見書を含みます。)の作成および/または提出および印刷費用

上述の規制当局の適用法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者および実質上の受益者の利益のために必要とされる言語で作成し、かつ配布する費用

サブ・ファンドの受益者および実質上の受益者に対する公告の作成および交付費用

サブ・ファンドの受益証券のマーケティング費用(広告費用を含みます。)

合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用

2012年4月30日に終了した会計年度中の運営費用およびその他の費用は、340,777米ドルでした。

## 創立費および募集費用

サブ・ファンドに係る創立、発行、および公募に係る費用は、157,963米ドルであり、受益証券の募集による手取金から支払われ、サブ・ファンドの最初の会計年度(またはその他管理会社が定める他の期間)で償却されました。創立費および募集費用は、香港で一般に認められる会計原則により負担済みとして経費に計上されますが、トラストの監査役は、創立費の償却が財務諸表の発表に重大な影響を及ぼすと判断した場合、監査意見を修正する可能性があります。サブ・ファンドが、かかる会計年度以内に解散される場合には、残額は解散時にサブ・ファンドに課されることになります。

## (5) 【課税上の取扱い】

### (A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます(平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいいます。(以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。

(2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となります。)。この場合支払調書は提出されません。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

## (B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、ファンド、サブ・ファンド、またはその受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、ファンドに関する支払いに適用される二重課税条約をいずれの国とも締結していません。

ファンドは、ケイマン諸島内閣の総督から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得または資本資産、収益もしくは価格上昇に対して科される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課すために爾後制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されないか、またはかかる財産または利益に関し本受託会社または本受益者に適用されないとの保証を受領しています。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されません。

本書提出日現在、ケイマン諸島には為替管理は存在しません。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2012年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	フィリピン	2,792,923.08	90.41
現金・その他の資産(負債控除後)		296,238.55	9.59
総計(純資産総額)		3,089,161.63 (243百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2012年8月末日現在)

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	SM INVESTMENTS CORP	フィリピン	小売	12,899	16.99	219,117.34	16.79	216,535.86	7.01
2	PHILIPPINE LONG DISTANCE TELEPHONE CO	フィリピン	情報・通信	3,077	60.13	185,026.19	64.88	199,620.72	6.46
3	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	フィリピン	銀行	106,256	1.67	177,812.88	1.78	188,687.13	6.11
4	AYALA LAND INC	フィリピン	不動産	320,006	0.49	156,177.04	0.53	169,720.26	5.49
5	PETRON CORP	フィリピン	石油	677,848	0.24	164,963.82	0.24	159,691.92	5.17
6	BDO UNIBANK INC	フィリピン	銀行	108,221	1.37	148,301.83	1.45	156,431.70	5.06
7	METRO PACIFIC INVESTMENTS CORP	フィリピン	水道	1,425,427	0.09	133,481.90	0.10	140,737.10	4.56
8	AYALA CORPORATION	フィリピン	複合企業	14,051	9.28	130,325.53	9.73	136,734.03	4.43
9	SEMIRARA MINING CORP	フィリピン	鉱業	21,387	5.19	110,961.18	5.30	113,429.35	3.67
10	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	フィリピン	複合企業	403,451	0.26	103,848.21	0.28	112,528.79	3.64
11	ROBINSONS LAND CORPORATION	フィリピン	不動産	250,700	0.45	112,664.93	0.44	110,406.55	3.57
12	JOLLIBEE FOODS CORP	フィリピン	食品	36,390	2.51	91,220.91	2.37	86,160.78	2.79
13	METROPOLITAN BANK & TRUST	フィリピン	銀行	39,817	2.08	82,788.66	2.16	85,837.30	2.78
14	DMCI HOLDINGS INC	フィリピン	建設	62,406	1.15	71,717.33	1.37	85,552.45	2.77
15	SECURITY BANK CORP	フィリピン	証券	24,760	3.36	83,201.80	3.43	85,005.34	2.75
16	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL	フィリピン	海運	52,256	1.49	77,675.37	1.62	84,752.85	2.74
17	BLOOMBERRY RESORTS CORP	フィリピン	サービス	368,916	0.21	79,112.57	0.23	84,029.18	2.72
18	MANILA ELECTRIC CO	フィリピン	電力	14,242	6.14	87,425.07	5.86	83,492.83	2.70
19	PHILODRILL CORP	フィリピン	石油	74,522,648	0.00	93,785.30	0.00	81,165.91	2.63
20	UNIVERSAL ROBINA	フィリピン	食品	41,040	1.09	44,682.45	1.44	59,176.90	1.92
21	SM PRIME HOLDINGS INC	フィリピン	不動産	175,886	0.28	49,770.87	0.33	58,302.46	1.89
22	ABOITIZ POWER CORP	フィリピン	電力	70,801	0.72	51,088.12	0.81	56,996.19	1.85
23	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	フィリピン	複合企業	49,472	1.08	53,648.28	1.15	56,810.52	1.84
24	FIRST PHILIPPINE HOLDINGS CORP	フィリピン	電力	31,260	1.85	57,734.60	1.80	56,362.01	1.82
25	A SORIANO CORP	フィリピン	複合企業	289,991	0.10	30,444.34	0.11	32,408.14	1.05
26	FIRST GEN CORPORATION	フィリピン	電力	64,123	0.43	27,496.93	0.44	28,269.69	0.92
27	PUREGOLD PRICE CLUB INC	フィリピン	小売	40,300	0.70	28,187.65	0.67	27,194.27	0.88
28	MEGAWORLD CORP	フィリピン	不動産	523,168	0.04	22,019.43	0.05	27,003.82	0.87
29	NICKEL ASIA CORP	フィリピン	鉱業	25,079	0.44	11,113.90	0.39	9,857.03	0.32
30	LEPANTO CONSOLIDATED MINING CO B SHS	フィリピン	鉱業	808	0.03	27.67	0.03	22.00	0.00

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。(2012年8月末日現在)

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。(2012年8月末日現在)

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および2012年8月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2008年4月末日)	8,446,836.22	663,921,327	82.43	6,479
第2会計年度末 (2009年4月末日)	3,603,340.48	283,222,562	53.75	4,225
第3会計年度末 (2010年4月末日)	4,512,170.86	354,656,630	88.18	6,931
第4会計年度末 (2011年4月末日)	4,580,897.32	360,058,529	112.78	8,865
第5会計年度末 (2012年4月末日)	3,553,168.31	279,279,029	123.70	9,723
2011年9月末日	3,608,743.34	283,647,227	101.66	7,990
10月末日	3,759,203.17	295,473,369	109.03	8,570
11月末日	3,374,604.99	265,243,952	102.23	8,035
12月末日	3,299,439.52	259,335,946	103.86	8,163
2012年1月末日	3,449,639.87	271,141,694	110.25	8,666
2月末日	3,372,131.54	265,049,539	114.03	8,963
3月末日	3,508,490.00	275,767,314	119.50	9,393
4月末日	3,553,168.31	279,279,029	123.70	9,723
5月末日	3,314,475.97	260,517,811	118.37	9,304
6月末日	3,308,003.37	260,009,065	122.53	9,631
7月末日	3,240,083.62	254,670,573	122.74	9,647
8月末日	3,089,161.63	242,808,104	117.29	9,219

(注1) 会計年度末および中間期末の財務諸表において表示されている数値は、管理報酬、受託報酬およびその他費用がその発生時に費やされるものとして作成されることがあり、また、金融資産評価勘定について期末における公正価値を調整した数値が表示されることがあるため、募集目論見書に従って計算されている上記の純資産総額とは異なることがあります。

(注2) 上記の純資産価格は、純資産総額を発行済口数で除した数値から、評価日における受益証券の購入価格および買戻価格を計算する目的で発生する実績報酬額を差引いた数値であるため、純資産総額を発行済口数で除した数値とは異なることがあります。

## 純資産総額および1口当たり純資産価格の推移



## 【分配の推移】

該当事項はありません。(2012年8月末日現在)

## 【収益率の推移】

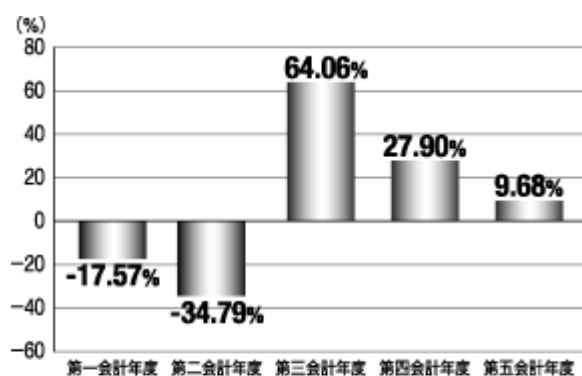
会計年度	収益率(注)
第1会計年度	-17.57%
第2会計年度	-34.79%
第3会計年度	64.06%
第4会計年度	27.90%
第5会計年度	9.68%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配落の額)(第1会計年度の場合、当初発行価格(100米ドル))

## 収益率の推移



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(第1会計年度の場合、当初発行価格(100米ドル))

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (自 2007年5月7日 至 2008年4月30日)	168,119 (168,119)	65,643 (65,643)	102,476 (102,476)
第2会計年度 (自 2008年5月1日 至 2009年4月30日)	567 (567)	36,003 (36,003)	67,040 (67,040)
第3会計年度 (自 2009年5月1日 至 2010年4月30日)	360 (360)	16,232 (16,232)	51,168 (51,168)
第4会計年度 (自 2010年5月1日 至 2011年4月30日)	220 (220)	10,769 (10,769)	40,619 (40,619)
第5会計年度 (自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)	81 (81)	12,083 (12,083)	28,617 (28,617)

(注1) ( )内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

#### ( )海外における申込み(販売)

ファンド証券は各取引日に関係取引日付で計算された純資産価格と等しい価格で適格投資家に対し発行されます。

ファンド証券の申込みは、申込書を使用して行われます。申込書はファクシミリで管理事務代行会社へ送付されます。ただし、原本が直ちに管理事務代行会社に対して送付されなければなりません。ファクシミリによる申込書は、関係取引日の香港時間午後5時までに管理事務代行会社によって受領されなければなりません。申込書が管理事務代行会社によってかかる日時までに受領されない場合、管理会社は、その裁量により、申込みの受領を拒絶し、ファンド証券の発行を拒絶することができます。管理会社、受託会社および管理事務代行会社のいずれもファクシミリによって送られた申込書が管理事務代行会社によって受領されない結果生じた損失に対して責任を負いません。

募集金額の送金の支払指示は、管理会社と別途同意した場合を除いて、日本における販売会社またはそのクロスポンデンスバンクによって管理事務代行会社に対して関係取引日までに送付されなければならず、募集に対する募集金額は関係取引日の6ファンド営業日目の香港時間午後5時以前にサブ・ファンドの口座に決済済み資金で送金されなければなりません。受領した募集金額が米ドル以外の通貨の場合、転換日において受託会社によって提供される為替レートで米ドルに転換されます(なお、ファンド証券に対する投資に先立ち銀行手数料およびその他の為替手数料が募集金額より差し引かれます。)。募集金額が関係取引日の6ファンド営業日目の香港時間午後5時までに管理事務代行会社によって受領されない場合には、管理会社はその裁量により、支払金額を受領しファンド証券を発行するか、または支払金額の受領を拒絶し、ファンド証券の発行を拒絶することができます。ファンド証券は1口以上から販売されます。募集金額は関係する申込者名義の銀行口座からのみ支払われます。第三者名義の銀行口座から支払われた募集金額は受領されません。

#### ( )日本における申込み(販売)

日本においては、本書「第一部 証券情報、(7)申込期間」に記載される期間中、「第一部 証券情報」にしたがってファンド証券の募集が行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。募集の単位は、10口以上1口単位です。

受益証券1口当たりの募集価格は、原則として、各申込締切日におけるファンド証券の純資産価格です。日本における約定日は純資産価格の計算がなされた後、販売取扱会社が適用される純資産価格および当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における募集を行うことができません。

## 2 【買戻し手続等】

### ( )海外における買戻し

各受益者は、サブ・ファンドによるファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻しは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社と協議の上、サブ・ファンドについて随時決定するその他の日(以下「買戻日」といいます。)に実施されます。

ファンド証券は、関連する買戻日におけるファンド証券の純資産価格で買い戻されます。買戻手数料はかかりません。買戻日にファンド証券の買戻しを実施するためには、受益者が適法に作成し署名した買戻請求書(ファクシミリで送信する場合には、その後、原本を郵送することを要します。)が、関連する買戻日の午後5時(香港時間)までに香港の管理事務代行会社により受領されていることを要します。当該時刻を過ぎて受領された買戻請求書は、次の買戻日に取り扱われます。買戻請求書がファクシミリで送信された場合において、それが管理事務代行会社に到達しなかったとしても、管理会社、受託会社および管理事務代行会社はいずれも、その不到達の結果生じたいかなる損害についても責任を負いません。買戻請求書には、買い戻すファンド証券の口数を記載することを要し、ファンド証券は、下記の規定に基づき、関連する買戻日の純資産価格で買い戻されます。

買戻金額は、通常6営業日以内に、当該受益者の口座宛てに米ドル貨で電信送金することにより支払うものとします。

買戻金額は、(a)ファクシミリによる指示後、受益者により適法に作成され署名された買戻請求書の原本を管理事務代行会社が受領し、かつ(b)受益者の署名の真正が管理事務代行会社が納得する程度に確認されるまで、受益者に支払われません。買戻金額は受益者以外の第三者には支払われません。

純資産総額の決定が停止されている期間中は、ファンド証券の買戻しは実施されません。

ファンド証券について支払われる買戻代金が、買戻しが行われた買戻日から5年間請求されなかった場合、かかる買戻代金は没収され、サブ・ファンドに返還されます。

#### 強制的買戻し

管理会社は、受託会社との協議の上、( )当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、( )少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者のファンド証券の全部もしくは一部を強制的に買い戻すことができます。

### ( )日本における買戻し

日本における買戻し請求は、各取引日において、日本における販売会社に対して直接、または販売取扱会社を通じて行われ、受益者は買戻日の午後2時まで日本における販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。買戻しは1口単位とします。日本における買戻しの約定日は、適用される買戻価格が決定した後、適用される買戻価格および当該注文の成立を管理会社からの通知により日本における販売会社が確認した日であり、日本の受益者と日本における販売会社との買戻代金および確認書受渡日は、約定日から起算して日本における4営業日目です。ファンド証券の買戻価格、買戻請求書の記載事項、買戻請求が拒絶される場合があること、純資産総額の決定が停止されている期間中は買戻しを実施されないことなどは、上記「( )海外における買戻し」において記載されるところと同様です。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産の価値につき、当該サブ・ファンドの資産の価値から当該サブ・ファンドの負債の価値を控除して決定します。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で分配されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券の各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価時点に、受託会社が決定する支配的な為替レートで当該外国通貨に換算されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する(当該外国通貨に換算された)当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済ファンド証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドと同一通貨建てのサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

関係するサブ・ファンドに関する英文目論見書に別途明示的に記載される場合を除き、各サブ・ファンドの資産価値は、とりわけ、以下の規定に従い決定されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、要求払約束手形、売掛金、前払費用、宣言済みまたは発生済みで未受領の配当金および利息の価値は、その額面額であるものとみなされます。ただし、管理会社が、受託会社の同意を得た上で、当該預金、為替手形、要求払約束手形または売掛金はその額面額に満たないと判断した場合はこの限りではなく、かかる場合、その価値は、管理会社が合理的とみなす価値であるものとみなされます。
- (b) 下記の(c)項、(d)項および(e)項の規定に従い、(f)項のマネージド・ファンドの場合を除き、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において時価を付けられ、上場され、取引され、または取り扱われている投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前における主要取引所での当該投資対象の最終取引価格を参照して(または売買が行われなかった場合は、直近の買呼値と売呼値の仲値で)行われます。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の相場を形成する者、会社または機関(また、かかるマーケットメーカーが一以上存在する場合は、管理会社が受託会社の承認を得た上で指定する特定のマーケットメーカー)が値付けした投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前にかかる者により値付けされた当該投資対象の直近買呼値と売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、主要取引所以外の取引所において支配的な価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供すると管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合は、当該価格を採用することができます。

- (c) 買呼値および売呼値または建値が上記(b)項に記載するとおり利用可能でない場合、関係する資産の価値は、管理会社が決定する方法で随時決定されます。
- (d) 時価を付けられ、上場され、取引され、または市場取引されている価格を確認する目的上、受託会社は、当該サブ・ファンドの投資対象の評価に関して、機械化され、かつ/または電子的な評価配信システムを利用し、かつこれに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)項における最終取引価格であるものとみなされます。
- (e) 上記にかかわらず、管理会社が、関係する状況を考慮した上で、当該調整またはその他の当該評価方法の利用が関係する投資対象の公正価値を反映するために必要であると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、投資対象の価値を調整するか、またはその他の評価方法の利用を許可することができます。
- (f) 上記(c)、(d) および(e)の制限に従い、サブ・ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンド(ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人、または類似のオープン・エンド型投資法人またはその他の類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。)の利益の評価は、同日に計算されるかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当たりの純資産価格か、または管理会社がそのように判断した場合またはかかるマネージド・ファンドがサブ・ファンドと同じ日に評価されない場合には、直近に通知されたかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当たりの純資産価格(利用できるものがある場合)、または、利用できるこのような価格がない場合には、直近に通知されたかかる受益権、投資口またはその他の利益当たりの償還価格または買付価格によるものとします。
- (g) 外国通貨建ての価値(証券または現金のいずれかの価値であるかを問いません。)は、受託会社が、必要とみなされる場合は管理会社と協議の上、その絶対的裁量で、とりわけ、受託会社が関係があると考えるプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で状況に応じ適切とみなすレート(公式レート等であるかを問いません。)で、当該サブ・ファンドの表示通貨に換算されます。

サブ・ファンドの当該時点における現金およびその他の資産の価格ならびにサブ・ファンドの純資産総額のすべての決定は悪意ない限りサブ・ファンドのすべての受益者にとって最終的なものであり、評価の誤りが受託会社の提供した情報によるものでない限り、受託会社は悪意ない限り第三者により提供された評価に依拠することについて完全に免責されます。

上述の評価規定が香港で一般的に認められている会計基準から乖離している限り、かかる規定の適用により算出される評価を調整するために評価値の調整についての注記を各ファンドの年次報告書に記載する必要はありません。ファンドの純資産総額が年次報告書の作成において調整されない場合、香港で一般的に認められている会計基準との不一致を原因として、会計監査人が不一致の重要性の性質および程度に基づきかかる年次報告書に限定意見を付記することがあります。

投資を行う者は、投資対象が香港で一般的に認められている会計基準に基づき公正価値により評価されなければならない、また、香港で一般的に認められている会計基準に基づき買付または募集価格が上場している投資対象の公正価格を表すと見なされることに留意すべきです。しかしながら、上述の評価規定に従い、上場している投資対象は、香港で一般的に認められている会計基準に基づき要求されるとおり買付および募集価格ではなく最終取引価格で評価され、その結果、香港で一般的に認められている会計基準に従い評価を行う場合とは異なる評価値が算出されることがあります。

### 純資産総額の決定の停止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額(および純資産価格)の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が(通常の休日以外で)営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると受託会社が判断した場合
- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと受託会社が判断した場合

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の決定が停止している期間は、受益証券の発行、買戻しおよび名義書換は一切行われません。

### (2) 【保管】

日本の投資家に販売されるファンド証券の券面は、日本における販売会社において日本における販売会社の名義で保管されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の投資家が受益証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。管理会社は、受益者名簿に登録された者以外の者をファンドの受益者として取り扱う必要はありません。

### (3) 【信託期間】

サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。

- (a) 受託会社と管理会社が合意した場合、
- (b) 受益者集会において決議された場合、
- (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合、
- (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社に代わり受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社に代わり管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合

(f) サブ・ファンドを違法とする、または受託会社の合理的な意見としてサブ・ファンドを継続することが不可能もしくは推奨されない(もしくは受託会社が必要であると考えれば、法律顧問の助言に基づいてそのように考えさせる)法規制が成立するか、または関連する規制当局による決定もしくは指導が行われた場合また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がサブ・ファンドの存続を決定しない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。

(g) 2107年4月30日の到来

(h) サブ・ファンドの純資産総額が500万米ドル以下になり、サブ・ファンドの受益者に3か月前に書面で通知することをもって管理会社がサブ・ファンドを終了する旨を決定した場合

#### (4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年4月末日に終了する一年間です。最初の計算期間は、2008年4月30日に終了しました。

#### (5) 【その他】

管理会社および受託会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付する方法で、改正、変更または追加することができます。ただし、かかる改正、変更または追加は、適法に招集され開催された受益者総会の特別決議による承認がない限り効力を生じません。

### 4 【受益者の権利等】

#### (1) 【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券の名義人としてファンドの受益者登録簿に登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら直接に管理会社に対し受益権を行使することができません。これらの日本の実質上の受益者は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、個人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

#### ( ) 分配請求権

各受益者は、管理会社の決定した額の分配金をその保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有します。

#### ( ) 買戻請求権

各受益者は、上記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 ( ) 日本における買戻し」の規定に従ってファンドまたは日本における販売会社に対し買戻しを請求することができます。

#### ( ) 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

## ( )損害賠償請求権

受益者は、管理会社、受託会社、管理事務代行会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

なお、受益者の管理会社その他の関係者に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に消滅します。

## ( )受益者総会での議決権

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとします。

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとします。

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、受益者総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとします。

## (2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の買戻代金等の送金に関して、ケイマンにおける外国為替管理上の制限はありません。

## (3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

( )管理会社またはファンドに対する、ケイマン諸島および日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

( )日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。

なお、日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律にしたがって行われます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

#### 1 【財務諸表】

- a. 本書記載のフィリップ・アイザワ・トラスト・フィリピンファンド（以下「ファンド」といいます。）の2012年4月30日終了年度および2011年4月30日終了年度の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」といいます。）は、香港財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第129条第5項ただし書の適用によるものです。
- b. 本書記載の2012年4月30日終了年度および2011年4月30日終了年度の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等を行います。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 邦文の財務書類には、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2012年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝78.6円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## MFMCPC アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財政状態計算書

2012年4月30日現在

## (1) 【貸借対照表】

	注	2012年		2011年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>					
現金及び現金同等物	9	356,432	28,016	613,945	48,256
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	8	3,262,603	256,441	4,198,031	329,965
ブローカーに対する債権	10	174,898	13,747	329,005	25,860
未収配当金		3,269	257	10,098	794
資産合計		<u>3,797,202</u>	<u>298,460</u>	<u>5,151,079</u>	<u>404,875</u>
<b>負債</b>					
未払金及び未払費用	5	61,073	4,800	53,940	4,240
ブローカーに対する債務	10	141,523	11,124	403,200	31,692
未払買戻代金		33,059	2,598	60,131	4,726
負債合計		<u>235,655</u>	<u>18,522</u>	<u>517,271</u>	<u>40,658</u>
<b>持分</b>					
ユニット・キャピタル	12	<u>3,561,547</u>	<u>279,938</u>	<u>4,633,808</u>	<u>364,217</u>
持分合計		<u>3,561,547</u>	<u>279,938</u>	<u>4,633,808</u>	<u>364,217</u>
負債及び持分合計		<u>3,797,202</u>	<u>298,460</u>	<u>5,151,079</u>	<u>404,875</u>
発行済み買戻可能受益証券口数	11,12	<u>28,617</u>		<u>40,619</u>	
買戻可能受益証券一口当たり純資産価格 (香港財務報告基準に準拠)	12	<u>124.46</u>	<u>10</u>	<u>114.08</u>	<u>9</u>

添付されている注記はこれらの財務書類と一体不可分である。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 包括利益計算書

2012年4月30日に終了した会計年度

## (2) 【損益計算書】

	注	2012年		2011年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
配当金収入		81,436	6,401	124,155	9,759
利息収入		445	35	523	41
		<u>81,881</u>	<u>6,436</u>	<u>124,678</u>	<u>9,800</u>
費用					
投資運用報酬	5	28,795	2,263	34,855	2,740
受託報酬	5	36,445	2,865	36,310	2,854
管理報酬	5	3,839	302	4,647	365
管理事務代行費用		11,768	925	14,764	1,160
実績報酬	5	42,299	3,325	28,949	2,275
監査報酬		36,680	2,883	29,180	2,294
弁護士報酬及び専門家報酬		39,613	3,114	41,911	3,294
証券費用		63,225	4,969	46,500	3,655
販売報酬	5	19,197	1,509	23,237	1,826
代行協会員報酬	5	7,679	604	9,295	731
外国源泉税		24,710	1,942	35,013	2,752
委託費用		149,682	11,765	83,698	6,579
その他費用		26,867	2,112	25,736	2,023
		<u>490,799</u>	<u>38,577</u>	<u>414,095</u>	<u>32,548</u>
投資及び為替差損益調整前損失		(408,918)	(32,141)	(289,417)	(22,748)
投資及び為替差損益					
損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純実現利益	8	842,283	66,203	1,612,875	126,772
損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る未実現損失の純変動額	8	(192,455)	(15,127)	(92,769)	(7,292)
為替差益		7,498	589	6,955	547
		<u>657,326</u>	<u>51,666</u>	<u>1,527,061</u>	<u>120,027</u>
当期利益		248,408	19,525	1,237,644	97,279
その他包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		<u>248,408</u>	<u>19,525</u>	<u>1,237,644</u>	<u>97,279</u>

添付されている注記はこれらの財務書類と一体不可分である。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 持分変動計算書

2012年4月30日に終了した会計年度

	発行済み 受益証券口数	ユニット・キャピタル		持分合計	
		米ドル	千円	米ドル	千円
2010年5月1日現在	51,168	4,474,087	351,663	4,474,087	351,663
期中における買戻可能受益証券の発行	220	23,768	1,868	23,768	1,868
期中における買戻可能受益証券の買戻し	(10,769)	(1,101,691)	(86,593)	(1,101,691)	(86,593)
包括利益合計	-	1,237,644	97,279	1,237,644	97,279
2011年4月30日現在	40,619	4,633,808	364,217	4,633,808	364,217
期中における買戻可能受益証券の発行	81	9,497	746	9,497	746
期中における買戻可能受益証券の買戻し	(12,083)	(1,330,166)	(104,551)	(1,330,166)	(104,551)
包括利益合計	-	248,408	19,525	248,408	19,525
2012年4月30日現在	28,617	3,561,547	279,938	3,561,547	279,938

添付されている注記はこれらの財務書類と一体不可分である。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## キャッシュフロー計算書

2012年4月30日に終了した会計年度

	注	2012年		2011年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュフロー					
当期包括利益合計		248,408	19,525	1,237,644	97,279
調整:					
外国源泉税控除後配当金収入		(56,726)	(4,459)	(89,142)	(7,007)
利息収入		(445)	(35)	(523)	(41)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入		(12,603,996)	(990,674)	(6,778,551)	(532,794)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の売却による収入		14,189,252	1,115,275	7,891,239	620,251
損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純実現利益	8	(842,283)	(66,203)	(1,612,875)	(126,772)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る未実現損失の純変動額	8	192,455	15,127	92,769	7,292
ブローカーに対する債権の減少/(増加)		154,107	12,113	(242,236)	(19,040)
未払金及び未払負債の増加		7,133	561	9,375	737
ブローカーに対する債務の(減少)/増加		(261,677)	(20,568)	403,200	31,692
営業活動による現金収入		1,026,228	80,662	910,900	71,597
受取配当		63,555	4,995	95,814	7,531
受取利息		445	35	523	41
営業活動による純現金収入		1,090,228	85,692	1,007,237	79,169
財務活動によるキャッシュフロー					
買戻可能受益証券の発行代金		9,497	746	23,768	1,868
買戻可能受益証券の買戻代金の支払い		(1,357,238)	(106,679)	(1,090,054)	(85,678)
財務活動による純現金支出		(1,347,741)	(105,932)	(1,066,286)	(83,810)
現金及び現金同等物の純減少		(257,513)	(20,241)	(59,049)	(4,641)
期首現金及び現金同等物		613,945	48,256	672,994	52,897
期末現金及び現金同等物	9	356,432	28,016	613,945	48,256

添付されている注記はこれらの財務書類と一体不可分である。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 1. トラスト

MF MCP-アイザワ トラスト（以下「当トラスト」という）は、HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という）とFCインベストメント・リミテッド（以下「管理会社」という）の間で締結された2007年3月28日付基本信託証書および2007年3月28日付補遺信託証書の規定に従ってケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープンエンド型ユニット・トラストである。トラストはケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改正）の規制を受ける。MF MCP-アイザワ トラスト-フィリピンファンド（以下「シリーズ・トラスト」という）は信託証書と同日付で設定されたトラストのシリーズ・トラストである。受益証券の募集は2007年4月15日に開始され、当初募集期間は2007年5月7日に終了した。2012年および2011年の4月30日現在、当トラストのシリーズ・トラストは一つしかない。

シリーズ・トラストの最大の目的は下記の投資有価証券の取得を通じて合理的なリスク水準で収益と長期的なキャピタル・ゲインを得ることである。

- (i) 下記の企業が発行する株式および転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連有価証券、ならびに債券：
  - (a) フィリピンで設立された会社、または
  - (b) フィリピンで事業を行いフィリピン証券取引所に上場する企業または他の証券取引所に上場しフィリピン経済に深く関わる事業を展開する企業：もしくは
- (ii) 上記の有価証券およびこれに関連するオプション、または現金ならびに短期国債のような短期金融商品を含む現金同等物に投資するファンド。

事前に終了または、受託会社と管理会社がシリーズ・トラストを継続させることを決定しない限り、シリーズ・トラストは（i）2007年4月30日、または（ii）純資産総額（以下「NAV」という）が5,000,000米ドル以下で、かつ管理会社が3ヶ月前の受益証券の保有者への通知により終了することを決定した任意の日のいずれか早い日に終了する。

2012年4月30日に終了した会計年度について、シリーズ・トラストのNAVは5,000,000米ドルを下回り3,561,547米ドルまで下落した（2011年度：4,633,808米ドル）。管理会社およびATR キムエン・アセット・マネジメント・インク（以下「投資運用会社」という）はシリーズ・トラストの継続に積極的な意向を持っているため、シリーズ・トラストを終了していない。

## 2.1 作成基準

当ファンドの財務書類は、香港で一般に認められている会計原則である香港公認会計士協会が公表した香港財務報告基準（以下「HKFRS」という）（全てのHKFRS、香港会計基準（以下「HKAS」という）および解釈指針を含む）に準拠して作成されている。

財務書類は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債を除き、作成に当たっては取得原価を基準としている。

管理者はHKFRSを遵守した財務書類を作成するために財務書類およびそれに付随する注記に計上されている金額に影響を与える見積りおよび推定を行う必要がある。管理者は、財務書類を作成するために利用された見積りが合理的かつ慎重なものであると考えている。実際の結果はこうした見積りと異なる可能性がある。

## MFMCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 2.2 会計方針および開示内容の変更

シリーズ・トラストが2011年5月1日現在で以下の修正を採用したことを除き、採用されている会計方針は前会計年度と一致している。

- ・ HKAS第24号 関連当事者の開示（修正）<sup>1</sup>
- ・ HKFRSの改善（2010年5月）<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 2011年1月1日以降開始の会計年度に適用

<sup>2</sup> 2010年7月1日または2011年1月1日のいずれか以降の会計年度に適用

**HKAS第24号 関連当事者の開示（修正）**

会計基準審議会は関連当事者に関する定義を明確にするためにHKAS第24号の修正を発行した。新しい定義は、関連当事者間の関係に対し対称的な見方を重視すること、および関連当事者である組織団体に影響を及ぼす状況にある重要人物や責任部署を明確にすることに重点を置いている。さらに当修正は、政府との取引、または会計上の主体として同一の政府により支配されているか、共同支配されているか、もしくは重大な影響を受けている団体との取引については、一般的な関連当事者としての開示要求を免除する旨を規定している。

**HKFRS（2010年5月）の改善**

2010年5月、HKICPAは主に矛盾を排除し文言を明確にする目的で、基準に対する修正の包括案を発表した。各基準について個別の暫定規定が設けられている。

上記の修正を採用した結果、表示や開示、および会計方針が変更されたが、当ファンドの財務状況やパフォーマンスに影響はなかった。

## 2.3 発行されているが、未だ効力が発生していないHKFRS

シリーズ・トラストは、これらの財務書類では、発行されているが、未だ効力が発生していない以下の新たなおよび改正されたHKFRSを採用していない。

- ・ HKFRS第9号 金融商品 - 分類及び測定<sup>1</sup>
- ・ HKFRS第13号 公正価値の測定<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 2015年1月1日以降開始の会計年度から効力発生

<sup>2</sup> 2013年1月1日以降開始の会計年度から効力発生

**HKFRS第9号金融商品：分類及び測定**

HKFRS第9号は、HKAS第39号に置き換わる基準作成作業の第1段階を反映しており、HKAS第39号で定義されている金融資産や金融負債の分類及び測定に適用される。当基準は、2015年1月1日以降開始の会計年度に効力を発する。その後の段階で、会計基準審議会はヘッジ会計、および金融資産の毀損について取り組むことになる。

**HKFRS第13号 公正価値の測定**

HKFRS第13号は、HKFRSにおける全ての公正価値測定に関し単一の手引きを確立した。HKFRS第13号はいつ公正価値で測定するかを変えるものではなく、HKFRSが公正価値測定を要求または容認する場合に、HKFRSの基準の下で公正価値をどのように測定すべきかを定めた手引きである。当基準は2013年1月1日以降開始の会計年度に効力を発する。

## MFMCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 2.3 発行されているが、未だ効力が発生していないHKFRS（続き）

管理会社は、これらの新たなHKFRSが当初の適用に及ぼす影響の評価を進めている。今のところ管理会社は、これらの新たなHKFRSがシリーズ・トラストの業績および財務状況に重大な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

## 3. 重要な会計方針の要約

損益を通じて公正価値で測定される金融資産

## (a) 分類

シリーズ・トラストは、すべての投資を、株式などの金融資産で構成されている損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類している。これらの金融商品は、設定時に受託会社の同意を得て、管理会社から損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類または指定されている。

売買目的で保有されている金融資産または金融負債は、短期的な価格の変動から利益をあげることが主な目的にして取得または発生する。デリバティブも売買目的での保有に分類されているが、有効なヘッジ商品または金融保証契約として指定されている場合はこの限りではない。シリーズ・トラストはデリバティブをヘッジ関係におけるヘッジとして分類していない。

## (b) 認識および当初の測定

すべての有価証券投資は、当初、公正価値で認識され、支払われた/受け取った対価と投資に関連した取引費用が含まれている。その後の投資有価証券は公正価値で再評価されている。一般的に、公正価値はHKAS第39号に準拠し、決算日の営業終了時における保有有価証券の最終の買呼値、および購入される有価証券の最終の売呼値を参考に決定されている。この公正価値はHKAS第39号に基づいて許容されている調整の対象になり、管理会社が受託会社の同意を得てかかる調整を行う。例外的な状況が存在し、実勢取引価格よりも正確で信頼性の高い別の公正価値決定基準がある場合には、それに従って調整が行われる。

取引が活発な市場に上場されていない他のすべての金融商品に関しては、適切な評価技法を利用して公正価値が決定されている。評価技法の中には、正味現在価値法、可視的に時価を入手できる類似金融商品との比較、オプション・プライシング・モデル、ならびにその他の関連する評価モデルが含まれている。2012年4月30日および2011年4月30日現在、これに該当する投資は行われていない。

規則または市場の慣行によって一定の期間内の引渡し義務付けられる投資有価証券のすべての売買（「通常」売買）は、シリーズ・トラストが資産の購入または売却を約束した約定日に認識されている。

## (c) 事後測定

当初測定の後、すべての投資は引き続き公正価値で再測定される。HKAS39号に準拠して、公正価値は一般的に公認の証券取引所、または信頼できるブローカーもしくは取引相手方から得られる取引相場価格を参考に決定される。

## MFMCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 3. 重要な会計方針の要約（続き）

取引相場価格が公認の証券取引所または信頼できるブローカーもしくは取引相手方から得られないときは、金融商品の公正価値は管理会社または投資運用会社により評価方法を用いて見積もられ、第三者のブローカーの時価、直近の公正妥当な市場取引、実質的に同じである他の商品の現在の公正価値、ディスカウントキャッシュフロー法、オプション価格決定モデル、または実際の市場取引で得られる信頼できる価格の見積もりを提供するその他の評価方法を参考に、金融商品の公正価値の見積りおよび仮定はすぐに売買できる市場が存在すれば得られる価格と異なることがあり、その差異が大きいことがある。2012年および2011年4月30日終了年度で、管理会社または投資運用会社がこれらの方法で見積りをした金融商品はない。損益を通じて公正価値で測定される金融商品におけるその後の公正価値の変動は、包括利益計算書で認識される。

## (d) 認識の中止

金融資産（あるいは、適用できる場合は、金融資産の一部、または同様の金融資産グループの一部）は以下の場合、認識が中止される。

- ・当該資産からキャッシュフローを受け取る権利が終了した場合、もしくは
- ・ファンドが当該資産からのキャッシュフローを受け取る権利を譲渡した場合、あるいはパス・スルーの取り決めの下、実質的に遅延することなく、受け取ったキャッシュフローを第三者へすべて支払う義務を負った場合、および
- ・(a) ファンドが当該資産の実質上すべてのリスクおよびリターンを譲渡した場合、または(b) ファンドが当該資産の実質上すべてのリスクおよびリターンを譲渡も留保もしなかったが、当該資産の管理を譲渡した場合、のいずれか。

ファンドが当該資産からのキャッシュフローを受け取る権利を譲渡し、あるいはパス・スルーの取り決めを行い、そして当該資産の実質上すべてのリスクやリターンを譲渡も留保もせず、当該資産の管理を譲渡しなかった場合においては、当該資産はファンドの関与が継続していると認識される。

その他の金融資産および金融負債

このカテゴリーには、損益を通じて公正価値で測定されるものとして分類されていないすべての金融負債を含める。シリーズ・トラストはこのカテゴリーにその他短期未払金に関連する金額を含める。

その他未収金およびその他金融負債は、当初、公正価値に、取得または発行に直接起因する追加の諸費用を加えた金額で評価される。

利息収入

すべての有利子金融商品に関する利息収入は、実効金利法を利用し包括利益計算書で認識される。

配当金収入

配当金収入は、シリーズ・トラストの配当受給権が確定した時点で認識される。配当金収入は、包括利益計算書で諸経費として別途開示されている回収不能な源泉徴収税を加算した金額で表示されている。

費用

全ての費用は、管理報酬、投資運用報酬、受託報酬、およびその他全ての費用を含め包括利益計算書において発生主義で認識される。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 3. 重要な会計方針の要約（続き）

外国通貨取引

シリーズ・トラストの機能通貨と表示通貨はいずれも米ドルである。

機能通貨は、シリーズ・トラストが主にその活動から現金を生み出し、あるいは支出する通貨を表示する。

機能通貨以外の外国通貨による取引は取引日の裁定為替相場で計上される。外貨建ての金融資産および金融負債は財政状態報告書日付の裁定為替相場で再換算される。外国通貨取引による実現および未実現差損益は、為替差損益として包括利益計算書で処理される。

2012年4月30日現在の実効為替レートは、1米ドル=42.39フィリピン・ペソ、7.76香港ドル、80.32円（2011年度：1米ドル=43.20フィリピン・ペソ、7.77香港ドル、81.52円）である。

ユニット・キャピタル

以下のすべての特徴を備えている場合、プットブル金融商品は資本性金融商品に分類される：

- ・ シリーズ・トラストが清算された場合には、シリーズ・トラストの純資産の按分シェアを受け取る権利を保有者に付与していること。
- ・ 当該商品が他のすべてのクラスの商品に劣後するクラスに属していること。
- ・ 他のすべてのクラスに劣後するクラスに属する金融商品がすべて同じ特徴を備えていること。
- ・ 当該商品には、シリーズ・トラストの純資産の按分シェアに対する保有者の権利を除く現金または別の金融資産を引き渡す契約上の義務が含まれていないこと。
- ・ 当該商品の期間中、当該商品に帰属する予想キャッシュフローの合計が、実質的に、シリーズ・トラストの損益、認識された純資産の変動、または認識された純資産および認識されていない純資産の公正価値の変動に基づいていること。

上記の特徴をすべて備えている商品に加え、シリーズ・トラストは以下の特徴を備えている金融商品または契約を保有してはならない：

- ・ 実質的に、シリーズ・トラストの損益、認識された純資産の変動または認識された純資産および認識されていない純資産の公正価値の変動に基づくキャッシュフローの合計、および
- ・ プットブル金融商品の保有者に対する残余のリターンを実質的に制限または確定する効果。

HKAS第1号も改正され、持分に分類されたプットブル金融商品に関連した追加の開示が義務付けられている。

シリーズ・トラストの買戻可能受益証券は、改正HKAS32号に基づいて資本性金融商品に分類されたプットブル金融商品の定義を満たしている。そのため、シリーズ・トラストの買戻可能受益証券は資本性金融商品として分類されている。

シリーズ・トラストは買戻可能受益証券の分類について継続的に評価している。買戻可能受益証券がHKAS第32号の16A項および16B項に記載されているすべての特徴を備えなくなるか、またはすべての条件を満たさなくなった場合、シリーズ・トラストは買戻可能受益証券を金融負債として再分類し、かつ過年度に持分で認識された簿価との差額とともに、当該受益証券を再分類日の公正価値で測定する。その後、買戻可能受益証券がHKAS第32号の16A項および16B項に記載されているすべての特徴を備えるとともに、条件を満たしている場合、シリーズ・トラストは当該受益証券を資本性金融商品に再分類するとともに、再分類日現在の負債の簿価で測定する。

買戻可能受益証券の発行、取得および転売は持分取引として会計処理されている。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 3. 重要な会計方針の要約（続き）

ユニット・キャピタル（続き）

受益証券の発行に伴って受領した対価は持分に含まれている。

シリーズ・トラストが自社の資本性金融商品の発行、取得または転売に伴って負担した取引費用は、持分取引に直接起因し、本来であれば回避されたとと思われる追加的な費用に該当する範囲内で、持分から控除される項目として会計処理されている。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手元現金、要求払い預金、当初の満期が3ヵ月以内の定期預金、短期の極めて流動的な投資で確認された金額に容易に換金でき、価値の変動リスクをほとんど受けないものである。

米ドル建ての預金は原価で簿価付けされる。その他の通貨建ての現金は財政状態計算書日付で適用される為替相場で米ドルに換算される。

キャッシュフロー計算書において、現金及び現金同等物は上記で定義される現金及び現金同等物であり、担保として差し入れられたものや使用に制限のあるものを除く。

関連当事者

シリーズ・トラストの関連当事者とみなされるのは次の場合である。

(a) 当事者が個人またはその近親者で、次のいずれかに該当する場合、

- ( ) シリーズ・トラストを支配または共同で支配している
- ( ) シリーズ・トラストに対する重要な影響力を持つ、または、
- ( ) シリーズ・トラストまたはその親会社の経営幹部である

或いは、

(b) 当事者が企業である場合は、次のいずれかの条件に該当する場合、

- ( ) 企業とシリーズ・トラストが同一のグループの一員である
- ( ) 一方の企業が他方の企業の関連会社またはジョイント・ベンチャー（または、他方の企業の親会社、子会社、または兄弟会社）である
- ( ) 企業とシリーズ・トラストが同一の第三者のジョイント・ベンチャーである
- ( ) 一方の企業が第三者のジョイント・ベンチャーであり、他方の企業が当該第三者の関連会社である
- ( ) 企業がシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストに関連する企業の従業員のための退職後給付制度である
- ( ) 企業が(a)で定義された個人に支配または共同支配されている：および、
- ( ) (a)(i)で定義された個人が、当該企業に対して重要な影響力を有しているか、または企業(もしくはその親会社)の経営幹部の一員である。

ブローカーに対する債権/債務

ブローカーに対する債権はブローカーで保有される現金および報告日に契約されたがまだ受渡をしていない証券にかかる未収金を含む。ブローカーに対する債務は報告日に購入したがまだ受渡をしていない証券にかかる未払金を含む。認識および測定に関しては、「その他の金融負債」に対する会計方針の項を参照。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 4. 関連当事者取引

基本信託証券において、受益証券の発行および買戻のために管理会社はそれぞれのシリーズ・トラストの資産の投資および再投資の責任がある。管理会社が受取る権利を有する報酬の詳細は財務書類の注記5に記載されている。

管理会社は投資運用の責任およびシリーズ・トラストの投資によって与えられた議決権の全ての権利行使を投資運用契約書によって投資運用会社に委任している。投資運用会社が受取る権利を有する報酬の詳細は財務書類の注記5に記載されている。

上記以外に、シリーズ・トラストの事業に関連する重要な契約で、シリーズ・トラストが当事者であるもの、また管理会社が重大な利害を有するものは、直接または間接的に、期末または当期のどの時点においてもない。

## 5. 報酬

投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額の年率0.75%を、月毎に後払いで受け取る権利がある。

2012年4月30日終了年度の投資運用報酬は28,795米ドルであった（2011年：34,855米ドル）。2012年4月30日現在、未払投資運用報酬は2,237米ドル（2011年：11,188米ドル）であった。

受託報酬

受託会社であるHSBC トラスティー（ケイマン）リミテッドは、受託報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額の年率0.1%で最低月額報酬1,600米ドルを、月毎に後払いで受け取る権利がある。

2012年4月30日終了年度の管理事務代行報酬、評価報酬ならびに登録事務報酬、立替費用を含む受託報酬は36,445米ドル（2011年：36,310米ドル）であった。2012年4月30日現在、未払受託報酬は2,885米ドル（2011年：2,885米ドル）であった。

管理報酬

管理会社であるFCインベストメント・リミテッドは、管理報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額の0.1%を、月毎に後払いで受け取る権利がある。

2012年4月30日終了年度の管理報酬は3,839米ドル（2011年：4,647米ドル）であった。2012年4月30日現在、未払管理報酬は298米ドル（2011年：377米ドル）であった。

実績報酬

投資運用会社はまた、各暦四半期末において計算され後払いされる実績報酬を受け取る権利がある。暦四半期に係る実績報酬は、当該四半期以前のいずれかの暦四半期末における（実績報酬控除前の）受益証券の純資産価格の最高額または当初発行価格の100米ドル（100米ドルが当該最高額を上回る場合）を超える分の金額に、当該四半期中の発行済受益証券口数の平均を乗じた額の12.5%に相当する金額である。

2012年4月30日終了年度の実績報酬は42,299米ドル（2011年：28,949米ドル）であった。2012年4月30日現在、未払実績報酬は13,239米ドル（2011年：なし）であった。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 5. 報酬（続き）

販売報酬

販売会社である藍澤證券株式会社は、販売報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額の年率0.5%を、月毎に後払いで受け取る権利がある。

2012年4月30日終了年度の販売報酬は19,197米ドルである（2011年：23,237米ドル）。2012年4月30日現在、未払販売報酬は1,492米ドル（2011年：1,885米ドル）であった。

代行協会員報酬

代行協会員である藍澤證券株式会社は、代行協会員報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額の年率0.2%を、月毎に後払いで受け取る権利がある。

2012年4月30日終了年度の代行協会員報酬は7,679米ドル（2011年：9,295米ドル）であった。2012年4月30日現在、未払代行協会員報酬は597米ドル（2011年：754米ドル）であった。

## 6. 税制

ケイマン諸島の現行の法律下では所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他収益に対する課税はない。

トラストは、ケイマン諸島内閣総督より、2007年4月24日から50年間にわたり、ケイマン諸島で制定されるいかなる法律によっても課税されないという免税措置を得ている。ケイマン諸島以外の行政区において、トラストによって受取られた配当および利息から外国源泉税が控除されることがある。

## 7. 分配金

2012年4月30日終了年度は分配金がなく、未払分配金はない（2011年度：なし）。

## 8. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
原価による金融資産	2,791,401	3,534,374
未実現利益	471,202	663,657
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	<u>3,262,603</u>	<u>4,198,031</u>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純利益/損失		
実現	842,283	1,612,875
未実現	(192,455)	(92,769)
利益合計	<u>649,828</u>	<u>1,520,106</u>

ポートフォリオの一覧の詳細は後述されている。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 9. 現金及び現金同等物

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
銀行預金	<u>356,432</u>	<u>613,945</u>

銀行預金101,598米ドル(2011年:なし)が香港上海銀行香港支店に、254,834米ドル(2011年:509,165米ドル)が香港上海銀行マニラ支店にある。2011年4月30日現在は104,780米ドルが香港上海銀行ニューヨーク支店にあった。いずれも受託会社および登録事務代行会社の関連会社であり、日々の銀行預金レートを基準とする変動利付預金である。

## 10. ブローカーに対する債権/債務

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
ブローカーに対する債権: 証券売却にかかる未収入金	<u>174,898</u>	<u>329,005</u>
ブローカーに対する債務: 証券購入にかかる未払金	<u>141,523</u>	<u>403,200</u>

## 11. 買戻可能受益証券口数

発行済及び全額払込済買戻可能受益証券:

	2012年	2011年
期首	40,619	51,168
期中発行	81	220
期中買戻	<u>(12,083)</u>	<u>(10,769)</u>
期末	<u>28,617</u>	<u>40,619</u>

## 12. ユニット・キャピタル

シリーズ・トラストの資本はシリーズ・トラストの買戻可能受益証券で表象されており、財政状態計算書に買戻可能受益証券一口当たりの純資産価格として表示されている。買戻可能受益証券はシリーズ・トラストへ売り戻すことができるほか、取引日には受益証券の発行または買戻しが行われている。期中における受益証券の買付および買戻しは持分変動計算書に表示されている。

投資有価証券は、募集目論見書に準拠し、買付および買戻しを行うため、ならびに各種手数料を計算するために受益証券一口当たり純資産価格を決定する目的から、最終取引値で表示されている。こうした純資産価格の評価と注記3に記載されているHKFRSの評価義務は異なっている。注記3に開示されているHKAS第39号で規定された投資ポジションの評価とシリーズ・トラストの募集目論見書で指摘されている方法の差額は10,634米ドル(2011年:7,552米ドル)である。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 12. ユニット・キャピタル（続き）

HKFRSに基づいて、受益証券の買付および買戻しを処理するためシリーズ・トラストの規程に従って計算された純資産総額とシリーズ・トラストの持分との調整が以下に記載されている。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
受益者に帰属する純資産総額（最終取引値で評価）	3,572,181	4,641,360
終値から買呼値への調整額	(10,634)	(7,552)
財政状態計算書に表示されている純資産	<u>3,561,547</u>	<u>4,633,808</u>

2012年4月30日現在、シリーズ・トラストの持分に分類されたプッタブル金融商品の保有額は3,561,547米ドル（2011年：4,633,808米ドル）、ならびにシリーズ・トラストの発行済み受益証券の口数は28,617口（2011年：40,619口）である。

## 13. 財務リスク管理の目的および方針

シリーズ・トラストは、保有する金融商品に起因して発生する市場リスク（金利、通貨および株価の変動リスクを含む）、流動性リスクおよび信用リスクに晒される。シリーズ・トラストのリスク管理目的は、潜在的な損失を最小限に抑える戦略を実施し、シリーズ・トラストの財務パフォーマンスに対する潜在的な悪影響を軽減することである。投資運用会社はチェック・アンド・バランス・システムを採用し、シリーズ・トラストに適用される法律および規則の遵守を徹底している。

シリーズ・トラストの管理会社は、シリーズ・トラストの日々の運営責任を負っている。管理会社は、シリーズ・トラストの資産の管理ならびに受益証券の発行および買戻しについても責任を負っている。

管理会社はシリーズ・トラストの資産の管理を投資運用会社に委託している。投資運用会社は利用可能なリソースを利用して適切な投資決定を行っている。投資運用会社には、社内取締役会と投資委員会で構成されたチームが設置されている。

## (a) 市場リスク

市場リスクは、金融商品の価値が金利、外国為替レート、株価などの市場の変数の変化および市場内の個々の資産またはすべての資産に影響を与えるそれ以外の要因によって変動するリスクである。

決算日におけるシリーズ・トラストの投資ポートフォリオの詳細は後述されている。

## (i) 金利リスク

金利リスクは、金融商品および将来のキャッシュフローの価値が市場金利の変動に伴って増減するリスクである。

## MFMCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 13. 財務リスク管理の目的および方針(続き)

## (a) 市場リスク(続き)

シリーズ・トラストの金融資産のほとんどが、株式および無利息または満期のないその他の金融商品である。そのため、シリーズ・トラストは実勢市場金利の変動に伴って多額のリスクを負うことはない。シリーズ・トラストの現金及び現金同等物の金利リスクに対するエクスポージャーは注記9に開示されている。

## (ii) 為替リスク

為替リスクは、金融商品の価値が外国為替レートの変動に伴って増減するリスクである。シリーズ・トラストは、投資および米ドル以外の通貨で表示されたそれ以外の一定の資産に対する為替リスクを負っている。従って、シリーズ・トラストの資産価値は為替レートの変動によって有利な影響または不利な影響を受けることがある。そのため、シリーズ・トラストは必然的に為替リスクを負うことになる。

シリーズ・トラストは、フィリピン関連の投資を通じて主にフィリピン・ペソ(「PHP」)の為替リスクを負っている。シリーズ・トラストを大きな為替リスクに晒す金融商品は以下のとおりである。

2012年4月30日現在

	フィリピン・ペソ	米ドル相当額
資産		
銀行預金残高	10,801,155	254,834
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	138,285,448	3,262,603
ブローカーに対する債権	7,413,057	174,898
未収配当金	138,533	3,269
資産合計	<u>156,638,193</u>	<u>3,695,604</u>
負債		
ブローカーに対する債務	5,998,453	141,523
負債合計	<u>5,998,453</u>	<u>141,523</u>

2011年4月30日現在

	フィリピン・ペソ	米ドル相当額
資産		
銀行預金残高	21,995,933	509,165
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	181,354,904	4,198,031
ブローカーに対する債権	14,213,026	329,005
未収配当金	436,230	10,098
資産合計	<u>218,000,093</u>	<u>5,046,299</u>
負債		
ブローカーに対する債務	17,418,233	403,200
負債合計	<u>17,418,233</u>	<u>403,200</u>

## MFMCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 13. 財務リスク管理の目的および方針(続き)

## (a) 市場リスク(続き)

## (ii) 為替リスク(続き)

以下の分析は、他のすべての要因を一定にした上で、対米ドル為替レートの合理的に予想される変動が2012年4月30日および2011年4月30日現在の財政状態計算書に与える影響に関する管理者の最善の見積りを表したものである。表中の負の金額は包括利益計算書および持分における潜在的な純減を表す一方、正の金額は潜在的な純増を表している。実際に、取引の結果は以下の感応度分析と異なるほか、その差異は大きくなることがある。

	通貨	為替レートの変化率	純資産および収益への影響 (米ドル)
2012年4月30日現在	フィリピン・ペソ	±5%	±178,077
	通貨	為替レートの変化率	純資産および収益への影響 (米ドル)
2011年4月30日現在	フィリピン・ペソ	±5%	±231,690

シリーズ・トラストは香港ドル建ての一部の取引を通じて外国為替リスクも負っている。香港ドルは米ドルに固定されているため、シリーズ・トラストは香港ドル対米ドルレートが大幅に変動することはないと予想している。

## (iii) 株価リスク

株価リスクは、株価指数および個別株式の価値の変動に伴って保有する株式の公正価値が下落するリスクである。株価リスクはシリーズ・トラストの投資ポートフォリオに起因して発生する。シリーズ・トラストの受益証券はすべて公正価値で計上され、公正価値の変動が包括利益計算書で認識されるため、純投資収益は市況のすべての変化によって直接影響を受けている。

投資運用会社は管理会社に代わってシリーズ・トラストの投資にバリュー・アプローチとグロース・アプローチを採用する。投資運用会社は、真正価値をもっと正確に反映し、今後株価が上昇すると見込まれる割安な株式の発掘に努める。さらに、投資運用会社はアクティブ・アセット・アロケーション・プロセスを採用し、市場トレンドの変動に対応して資産配分を調整する。パフォーマンスの重要な指標は主要30銘柄で構成されるフィリピン証券取引所PSEiインデックス(Phisix)で、シリーズ・トラストの主な目的は、上記の投資戦略を利用してPhisixのパフォーマンスを300bpから500bp上回ることである。

## MFMCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 13. 財務リスク管理の目的および方針（続き）

## (a) 市場リスク（続き）

## (iii) 株価リスク（続き）

2012年4月30日現在、投資運用会社は、他のすべての変動要因が一定であった場合、Phisixが5%上昇/下落すると、損益を通じて公正価値で測定される金融資産は増加/減少し、結果的には純資産が約194,460米ドル（2011年4月30日現在：242,348米ドル）増加/減少すると予想している。実際に、取引の結果は以下の感応度分析と異なるほか、その差異は大きくなることもある。

	Phisixの変化率	損益を通じて公正価値で 測定される金融資産への影響	純資産および 収益への影響 米ドル
2012年	±5%	±5.46%	±194,460
	Phisixの変化率	損益を通じて公正価値で 測定される金融資産への影響	純資産および 収益への影響 米ドル
2011年	±5%	±5.23%	±242,348

## (b) 流動性リスク

流動性リスクは、シリーズ・トラストが金融資産に付随した約定を履行するための資金調達または受益者の買戻請求の履行に際して困難な状況に直面するリスクである。流動性リスクは、金融資産を公正価値で速やかに売却できないことに起因して発生することがある。また、受益者による受益証券の多額の買戻請求によって、投資運用会社は買戻請求の原資を調達するために望ましいと思われる時期よりもはるかに早く、かつ不利な価格で投資の流動化を余儀なくされるため、管理会社が買戻しに必要な資金を借入できる場合を除き、シリーズ・トラストは流動性リスクに晒される。当期にはそのような借入は行われていない（2011年：なし）。

比較的流動性の低い証券市場には、流動性が高い証券市場よりも値動きが激しくなる傾向がある。シリーズ・トラストが資産を比較的流動性の低い有価証券に投資することにより、投資運用会社が希望する価格で、かつ希望する時期にシリーズ・トラストの投資を売却できない可能性がある。シリーズ・トラストの上場有価証券は、すべてフィリピンの証券取引所に上場されているため換金可能とみなされているが、小型株の流動性の状況は市況の変化に伴って極めて大きく変わることがある。シリーズ・トラストが短期間で投資の流動化を決定した場合には、市場への影響のコストが発生すると見込まれている。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 13. 財務リスク管理の目的および方針 ( 続き )

## (b) 流動性リスク ( 続き )

以下の表は、シリーズ・トラストの金融債務の契約上の残存期間ごとの割引前のキャッシュフローを示している：

2012年4月30日現在

	1か月未満 米ドル	1か月から 3か月 米ドル	3か月から 12か月 米ドル	期限の定め なし 米ドル	合計 米ドル
未払金及び未払費用	(30,223)	(30,850)	-	-	(61,073)
ブローカーに対する債務	(141,523)	-	-	-	(141,523)
未払買戻代金	(33,059)	-	-	-	(33,059)
負債合計	(204,805)	(30,850)	-	-	(235,655)

2011年4月30日現在

	1か月未満 米ドル	1か月から 3か月 米ドル	3か月から 12か月 米ドル	期限の定め なし 米ドル	合計 米ドル
未払金及び未払費用	(28,590)	(25,350)	-	-	(53,940)
ブローカーに対する債務	(403,200)	-	-	-	(403,200)
未払買戻代金	(60,131)	-	-	-	(60,131)
負債合計	(491,921)	(25,350)	-	-	(517,271)

シリーズ・トラストは1か月以内に現金化できると予想される有価証券を中心に投資することによって流動性リスクを管理している。以下の表は保有する資産の予想流動性を表示している：

2012年4月30日現在

	1か月未満 米ドル	1か月から3か月 米ドル	3か月超 米ドル
資産合計	3,797,202	-	-

2011年4月30日現在

	1か月未満 米ドル	1か月から3か月 米ドル	3か月超 米ドル
資産合計	5,151,079	-	-

## MFMCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 13. 財務リスク管理の目的および方針（続き）

## (c) 信用リスク

信用リスクは、金融資産の相手方がシリーズ・トラストと締結した約定を履行できないリスクである。シリーズ・トラストは、取引の相手方の倒産、破産または債務不履行の可能性によって影響を受け、多額の損失を被ることがある。

取引の相手方がデリバティブ以外の認識済みの金融資産の各クラスに関連した2012年4月30日現在の債務を履行できない場合、シリーズ・トラストの信用リスクに晒される残高の上限は財政状態計算書に記載されている資産の簿価である。

上場されている投資有価証券の決済は、すべて適切なブローカーを利用し、代金引換引渡しベースで行われている。売却された有価証券の引渡しはシリーズ・トラストの保管銀行が支払いを受け取った場合にのみ行われるため、デフォルト・リスクは最小限に抑えられていると考えられる。購入取引の場合には、シリーズ・トラストの保管銀行が有価証券を受け取った場合にのみ支払いが行われている。いずれかの当事者がそれぞれの債務を履行しない場合には取引は無効となる。銀行預金は信頼できる金融機関になされる。そのため、シリーズ・トラストは金融商品に関して重大な信用リスクを負っていることは想定されていない。

*信用リスクの過度の集中*

シリーズ・トラストの信用リスク全体で見て信用リスクの大きい取引の相手方が経済要因、業界要因または地域要因の変動によって影響を受ける場合には、信用リスクの集中がある。シリーズ・トラストの金融商品のポートフォリオは業界別、種類別ならびに地域別に分散されており、様々な相手方と取引を行うことにより信用リスクの過度の集中を軽減している。

## (d) 資本管理

シリーズ・トラストの資本は発行済みの買戻可能受益証券によって表象されている。シリーズ・トラストは、現在、買戻可能受益証券を28,617口（2011年：40,619口）発行している（注記11を参照）。

シリーズ・トラストの投資目的は、リスクを合理的な水準に抑えながら収益と長期的なキャピタル・ゲインを実現することである。

シリーズ・トラストは、主に、フィリピン企業またはフィリピンに関連した企業によって発行された上場株式、「売買登録」株式/未上場株式、債券、ワラントその他の有価証券のほか、これらの有価証券のデリバティブ（オプション、先渡取引ならびに先物取引を含む）等に投資している。シリーズ・トラストは、フィリピンの証券取引所へ上場している、またはしていないフィリピン企業に投資する。

シリーズ・トラストは外部から課せられた必要資本はない。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## 財務書類に対する注記

2012年4月30日現在

## 13. 財務リスク管理の目的および方針（続き）

## (e) 公正価値ヒエラルキー

シリーズ・トラストは以下のヒエラルキーを利用して評価技法別に金融商品の公正価値を決定および開示している：

レベル1：同一の資産または負債について活発な市場で公表された（未調整の）価格

レベル2：直接または間接に観察可能で、計上されている公正価値に重大な影響を与えるインプットを利用したその他の技法

レベル3：観察可能な市場データに基づかず、計上されている公正価値に重大な影響を与えるインプットを利用する技法

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
2012年4月30日現在 損益を通じて公正価値で測定される金融資産 株式	3,262,603	-	-	3,262,603
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
2011年4月30日現在 損益を通じて公正価値で測定される金融資産 株式	4,198,031	-	-	4,198,031

詳細なポートフォリオの一覧は後述されている。

## 14. 財務書類の承認

財務書類は2012年10月24日に受託会社および管理会社により認可され、発行が承認された。

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## ポートフォリオ明細

2012年4月30日現在

## (3) 【投資有価証券明細表等】

	保有株数	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
<b>損益を通じて公正価値で測定される金融資産</b>			
<b>上場株式</b>			
<b>フィリピン</b>			
Aboitiz Equity Ventures Inc	79,161	95,064	2.66
Aboitiz Power Corp	168,177	134,907	3.79
Alliance Global Group Inc	641,848	186,868	5.25
Ayala Corp	22,748	230,781	6.48
Ayala Land Inc	196,563	99,012	2.78
Banco De Oro Unibank Inc	92,566	144,467	4.06
Bank of the Philippine Islands	55,198	95,459	2.68
DMCI Holdings Inc	135,689	191,120	5.37
East West Banking Corp	104,800	45,742	1.29
Filinvest Land Inc	3,118,273	99,320	2.79
GT Capital Holdings Inc	5,560	66,704	1.87
International Container Terminal	84,617	135,455	3.80
JG Summit Holdings Inc	67,033	52,507	1.47
Manila Electric Co	20,434	126,118	3.54
Megaworld Corp	2,631,402	133,479	3.75
Metro Pacific Investments Corp	623,341	66,033	1.85
Metropolitan Bank & Trust	62,962	135,624	3.81
Nickel Asia Corp	82,033	66,579	1.87
Petron Corp	672,274	169,080	4.75
Philex Mining Corporation	245,930	143,897	4.04
Philippine Long Distance Telephone Co	918	56,052	1.57
Philodrill Corp	98,586,643	137,233	3.85
Robinsons Land Corp	213,800	87,265	2.45
Semirara Mining Corp	27,995	165,255	4.64
SM Investments Corp	10,234	168,776	4.74
SM Prime Holdings Inc	236,288	92,988	2.61
Universal Robina	89,216	136,818	3.84
上場株式合計		3,262,603	91.60

## MF MCP アイザワ トラスト フィリピンファンド

## ポートフォリオ明細

2011年4月30日現在

	保有株数	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
<b>損益を通じて公正価値で測定される金融資産</b>			
<b>上場株式</b>			
<b>フィリピン</b>			
Aboitiz Equity Ventures Inc	129,800	119,134	2.57
Aboitiz Power Corp	233,166	170,017	3.67
Alliance Global Group Inc	612,200	168,072	3.63
Ayala Corp	9,020	81,598	1.76
Ayala Land Inc	313,300	119,083	2.57
Banco De Oro Unibank Inc	95,350	119,408	2.58
Cebu Air Inc	89,830	174,670	3.77
DMCI Holdings Inc	108,100	110,227	2.38
Energy Development Corp	2,314,750	361,144	7.79
First Gen Corp	480,000	161,333	3.48
First Philippine Holdings Corp	79,170	120,771	2.61
International Container Terminal	257,360	291,913	6.30
Jollibee Foods Corp	56,000	121,852	2.63
Marcventures Holdings Inc	1,228,000	54,009	1.16
Metro Pacific Investments Corp	930,000	78,576	1.70
Metropolitan Bank & Trust	75,820	120,487	2.60
Nickel Asia Corp	558,000	295,146	6.37
Pepsi-Cola Products Philippines Inc	743,000	41,966	0.91
Philex Mining Corporation	260,000	107,009	2.31
Philippine Long Distance Telephone Co	4,927	282,618	6.10
Robinsons Land Corp	284,700	87,519	1.89
San Miguel Corp	41,100	144,801	3.12
Semirara Mining Corp	32,690	164,963	3.56
SM Development Corp	1,320,000	276,222	5.96
SM Prime Holdings Inc	373,300	103,349	2.23
Universal Robina	373,600	322,144	6.95
上場株式合計		4,198,031	90.60

[次へ](#)

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

As at 30 April 2012

	Notes	2012 USD	2011 USD
<b>ASSETS</b>			
Cash and cash equivalents	9	356,432	613,945
Financial assets at fair value through profit or loss	8	3,262,603	4,198,031
Amounts due from a broker	10	174,898	329,005
Dividends receivable		3,269	10,098
<b>TOTAL ASSETS</b>		<u>3,797,202</u>	<u>5,151,079</u>
<b>LIABILITIES</b>			
Accounts payable and accrued liabilities	5	61,073	53,940
Amounts due to a broker	10	141,523	403,200
Redemptions payable		33,059	60,131
<b>TOTAL LIABILITIES</b>		<u>235,655</u>	<u>517,271</u>
<b>EQUITY</b>			
Unit capital	12	3,561,547	4,633,808
<b>TOTAL EQUITY</b>		<u>3,561,547</u>	<u>4,633,808</u>
<b>TOTAL LIABILITIES AND EQUITY</b>		<u>3,797,202</u>	<u>5,151,079</u>
<b>NUMBER OF REDEEMABLE UNITS IN ISSUE</b>	11,12	<u>28,617</u>	<u>40,619</u>
<b>NET ASSET VALUE PER REDEEMABLE UNIT</b> (calculated in accordance with HKFRS)	12	<u>124.46</u>	<u>114.08</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

Year ended 30 April 2012

	Notes	2012 USD	2011 USD
<b>INCOME</b>			
Dividend income		81,436	124,155
Interest income		445	523
		<u>81,881</u>	<u>124,678</u>
<b>EXPENSES</b>			
Investment management fee	5	28,795	34,855
Trustee fee	5	36,445	36,310
Management fee	5	3,839	4,647
Administration expenses		11,768	14,764
Performance fee	5	42,299	28,949
Audit fee		36,680	29,180
Legal and professional fees		39,613	41,911
Securities expenses		63,225	46,500
Distribution fee	5	19,197	23,237
Agent company fee	5	7,679	9,295
Withholding tax		24,710	35,013
Commission expenses		149,682	83,698
Miscellaneous expenses		26,867	25,736
		<u>490,799</u>	<u>414,095</u>
<b>LOSS BEFORE INVESTMENT AND EXCHANGE DIFFERENCES</b>			
		( 408,918)	( 289,417)
<b>INVESTMENT AND EXCHANGE DIFFERENCES</b>			
Net realised gains on financial assets at fair value through profit or loss	8	842,283	1,612,875
Net change in unrealised losses on financial assets at fair value through profit or loss	8	( 192,455)	( 92,769)
Exchange differences		7,498	6,955
		<u>657,326</u>	<u>1,527,061</u>
<b>PROFIT FOR THE YEAR</b>			
Other comprehensive income		248,408	1,237,644
		<u>-</u>	<u>-</u>
<b>TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR</b>			
		<u>248,408</u>	<u>1,237,644</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

Year ended 30 April 2012

	Number of units outstanding	Unit capital USD	Total equity USD
At 1 May 2010	51,168	4,474,087	4,474,087
Issue of redeemable units during the year	220	23,768	23,768
Redemption of redeemable units during the year	( 10,769)	( 1,101,691)	( 1,101,691)
Total comprehensive income for the year	-	1,237,644	1,237,644
At 30 April 2011	40,619	4,633,808	4,633,808
Issue of redeemable units during the year	81	9,497	9,497
Redemption of redeemable units during the year	( 12,083)	( 1,330,166)	( 1,330,166)
Total comprehensive income for the year	-	248,408	248,408
At 30 April 2012	28,617	3,561,547	3,561,547

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## STATEMENT OF CASH FLOWS

Year ended 30 April 2012

	Notes	2012 USD	2011 USD
<b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>			
Total comprehensive income for the year		248,408	1,237,644
Adjustments for:			
Dividend income, net of withholding tax		( 56,726)	( 89,142)
Interest income		( 445)	( 523)
Purchase of financial assets at fair value through profit or loss		( 12,603,996)	( 6,778,551)
Proceeds from sales of financial assets at fair value through profit or loss		14,189,252	7,891,239
Net realised gains on financial assets at fair value through profit or loss	8	( 842,283)	( 1,612,875)
Net change in unrealised losses on financial assets at fair value through profit or loss	8	192,455	92,769
Decrease/(increase) in amounts due from a broker		154,107	( 242,236)
Increase in accounts payable and accrued liabilities		7,133	9,375
(Decrease)/increase in amounts due to a broker		( 261,677)	403,200
Cash generated from operations		1,026,228	910,900
Dividends received		63,555	95,814
Interest received		445	523
Net cash inflows from operating activities		1,090,228	1,007,237
<b>CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES</b>			
Proceeds from issue of redeemable units		9,497	23,768
Payment on redemption of redeemable units		( 1,357,238)	( 1,090,054)
Net cash outflows from financing activities		( 1,347,741)	( 1,066,286)
<b>NET DECREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>		( 257,513)	( 59,049)
Cash and cash equivalents at beginning of the year		613,945	672,994
<b>CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF THE YEAR</b>	9	356,432	613,945

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 1. THE TRUST

MFMCP-Aizawa Trust ("the Trust") is an open-ended unit trust established under the laws of Cayman Islands pursuant to the terms of a Master Trust Deed dated 28 March 2007 and a Supplemental Trust Deed dated 28 March 2007 made between HSBC Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and FC Investment Ltd. (the "Manager"). The Trust is a regulated mutual fund under the Cayman Island Mutual Fund Law (2009 Revision). MFMCP-Aizawa Trust-Philippine Fund ("the Series Trust") is a series trust of the Trust established on the same date as the trust deed. The offering of units commenced on 15 April 2007 and the initial offering period was closed on 7 May 2007. As at 30 April 2012 and 2011, the Trust has only one series trust.

The principal objective of the Series Trust is to derive income and long-term capital appreciation at a reasonable level of risk through the acquisition of the following:

- (i) equity and equity-related securities, including convertible bonds, warrants and bonds with warrants, and fixed income securities issued by:
  - (a) companies established in Philippines; or
  - (b) companies that are listed on the Philippines Stock Exchange that have operations in the Philippines or business exposures to the Philippine economy and are listed on any other stock exchanges; or
- (ii) funds investing in such securities and options related to such securities or cash and cash equivalents including money market instruments such as treasury bills.

Unless previously terminated or the Trustee and the Manager determine to continue the Series Trust, the Series Trust terminates on the earlier of (i) 30 April 2107, or (ii) if on any date, the net asset value ("NAV") is USD5,000,000 or less and the Manager decides to terminate upon three months' notice to unitholders.

For the year ended 30 April 2012, the Series Trust's NAV has fallen below USD5,000,000 to USD3,561,547 (2011: USD4,633,808). As the Manager and ATR KimEng Asset Management Inc. (the "Investment Manager") have a positive intention to continue the Series Trust, the Series Trust has not been terminated.

## 2.1 BASIS OF PREPARATION

The financial statements have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") (which include all HKFRSs, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and accounting principles generally accepted in Hong Kong.

The financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and financial liabilities held at fair value through profit or loss, that have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilized in preparing its financial statements are reasonable and prudent. Actual results could differ from these estimates.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICY AND DISCLOSURES

The accounting policies adopted are consistent with those of the previous financial year except that the Series Trust has adopted the following amendments as of 1 May 2011:

- HKAS 24 *Related Party Disclosures* (amendment)<sup>1</sup>
- Improvements to HKFRSs (May 2010)<sup>2</sup>

<sup>1</sup>Effective for annual periods beginning on or after 1 January 2011

<sup>2</sup>Effective for annual periods on or after either 1 July 2010 or 1 January 2011

**HKAS 24 *Related Party Transactions* (amendment)**

The Board issued an amendment to HKAS 24 that clarifies the definitions of a related party. The new definitions emphasize a symmetrical view of related party relationships and clarifies the circumstances in which persons and key management personnel affect the related party relationships of an entity. In addition, the amendment introduces an exemption from the general related party disclosure requirements for transactions with government and entities that are controlled, jointly controlled or significantly influenced by the same government as the reporting entity.

**Improvements to HKFRSs (May 2010)**

In May 2010, the HKICPA issued an omnibus of amendments to its standards, primarily with a view to removing inconsistencies and clarifying words. There are separate transitional provisions for each standard.

The adoption of the above amendments resulted in changes to presentation and disclosure, and to accounting policies but no impact on the financial position or performance of the Fund.

## 2.2 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE HKFRSs

The Series Trust has not applied the following new HKFRS, that have been issued but are not yet effective, in these financial statements.

- HKFRS 9 *Financial Instruments – Classification and Measurement*<sup>1</sup>
- HKFRS 13 *Fair Value Measurement*<sup>2</sup>

<sup>1</sup> Effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015

<sup>2</sup> Effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013

**HKFRS 9 *Financial Instruments: Classification and Measurement***

HKFRS 9 as issued reflects the first phase of the work on the replacement of HKAS 39 and applies to classification and measurement of financial assets and financial liabilities as defined in HKAS 39. The standard is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015. In subsequent phases, the board will address hedge accounting and impairment of financial assets.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 2.2 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE HKFRSs (continued)

***HKFRS 13 Fair Value Measurement***

HKFRS 13 establishes a single source of guidance under HKFRS for all fair value measurements. HKFRS 13 does not change when an entity is required to use fair value, but rather provides guidance on how to measure fair value under HKFRS when fair value is required or permitted. This standard becomes effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013.

The Manager is in the progress of making an assessment of the impact of these new HKFRSs upon initial application. So far, the Manager considers that these new HKFRSs are unlikely to have a significant impact on the Series Trust's results of operations and financial position.

## 3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Financial instruments at fair value through profit or loss(a) *Classification*

The Series Trust has classified all of its investments as financial assets at fair value through profit or loss which comprises financial assets such as equities. These instruments are classified or designated by the Manager with the consent of the Trustee at fair value through profit or loss at inception.

Financial assets or liabilities held for trading are those acquired or incurred principally for the purpose of generating a profit from short term fluctuations in price. Derivatives are also categorised as held for trading, unless they are designated as effective hedging instruments or as financial guarantee contracts. The Series Trust does not classify any derivatives as hedges in a hedging relationship.

(b) *Recognition and initial measurement*

All investments in securities are initially recognised at fair value, being the consideration given/received and including any transaction costs associated with the investments. Investments are subsequently re-measured at fair value. In accordance with HKAS 39, fair value is generally determined by reference to the last quoted bid price at the close of business on the statement of financial position date for securities held, and to the last ask price for securities to be purchased. It is subject to the permitted adjustments under HKAS 39, which are made by the Manager with the consent of the Trustee. Adjustments may be made where overriding circumstances exist whereby another valuation basis gives a more accurate and reliable determination of fair value than the quoted market prices.

For all other financial instruments not listed in an active market, the fair value is determined by using appropriate valuation techniques. Valuation techniques include net present value techniques, comparison to similar instruments for which market observable prices exist, options pricing model and other relevant valuation models. There was no such investment as at 30 April 2012 and 2011.

All purchases and sales of investments that require delivery within the time frame established by regulation or market convention ("regular way" purchases and sales) are recognised on the trade date, which is the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the asset.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments at fair value through profit or loss (continued)(c) *Subsequent measurement*

After initial measurement, all investments are subsequently re-measured at fair value. In accordance with HKAS 39, fair value is generally determined by reference to the bid and ask price on a recognised exchange or sourced from a reputable broker/counterparty.

If a quoted market price is not available on a recognised stock exchange or from a reputable broker/counterparty, the fair value of a financial instrument may be estimated by the Manager or the Investment Manager using valuation techniques, including use of independent broker's quotations, recent arm's length market transactions, reference to the current fair value of another instrument that is substantially the same, discounted cash flow techniques, option pricing models or any other valuation technique that provides a reliable estimate of prices obtained in actual market transactions. The estimate and presumption of the fair value of financial instruments may differ from the values that would have been used had a ready market existed, and the differences could be material. None of the financial instruments were estimated by the Manager or the Investment Manager using these techniques for the year ended 30 April 2012 and 2011. Subsequent changes in the fair value of financial instruments at fair value through profit or losses are recognised in the profit or loss.

(d) *Derecognition*

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Series Trust has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a 'pass-through' arrangement; and
- Either (a) the Series Trust has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Series Trust has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Series Trust has transferred its rights to receive cash flows from an asset (or has entered into a pass-through arrangement), and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Series Trust's continuing involvement in the asset.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Other financial assets and liabilities

This category includes all financial liabilities, other than those classified as at fair value through profit or loss. The Series Trust includes in this category amounts relating to other short-term payables.

Other receivables and other financial liabilities are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

Interest income

Interest income is recognised in the statement of comprehensive income for all interest-bearing financial instruments using the effective interest method.

Dividend income

Dividend income is recognised when the Series Trust's right to receive the payment is established. Dividend income is presented gross of any non-recoverable withholding taxes, which are disclosed separately as an expense in the statement of comprehensive income.

Expenses

All expenses, including management fee, investment management fee, trustee fee and all other expenses are recognised in the statement of comprehensive income on an accrual basis.

Foreign currency translations

The functional currency and presentation currency of the Series Trust are both United States Dollars ("USD").

The functional currency reflects the currency in which the Series Trust primarily generates and expends cash from its activities.

Transactions in foreign currencies other than the functional currency are recorded at the rate ruling at the date of transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the rate of exchange ruling at the end of the reporting period. Realised and unrealised exchanges gains or losses on foreign currency transactions are dealt with in the statement of comprehensive income as foreign currency gains or losses.

The rate of exchange in effect at 30 April 2012 was USD1 = PHP42.39, HKD7.76, JPY80.32 (2011: USD1 = PHP43.20, HKD7.77, JPY81.52).

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Unit capital

A puttable financial instrument is classified as an equity instrument if it has all of the following features:

- It entitles the holder to a pro rata share of the Series Trust's net assets in the event of the Series Trust's liquidation.
- The instrument is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments.
- All financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features.
- The instrument does not include any contractual obligation to deliver cash or another financial asset other than the holder's rights to a pro rata share of the Series Trust's net assets.
- The total expected cash flows attributable to the instrument over the life of the instrument are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust over the life of the instrument.

In addition to the instrument having all the above features, the Series Trust must have no other financial instrument or contract that has:

- Total cash flows based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust, and
- The effect of substantially restricting or fixing the residual return to the puttable instrument holders.

HKAS 1 has also been amended to require additional disclosures relating to puttable instruments classified as equity.

The Series Trust's redeemable units meet the definition of puttable instruments classified as equity instruments under the revised HKAS 32. Consequently, the Series Trust's redeemable units have been classified as equity instruments.

The Series Trust continuously assesses the classification of the redeemable units. If the redeemable units cease to have all the features or meet all the conditions set out in paragraphs 16A and 16B of HKAS 32, the Series Trust will reclassify them as financial liabilities and measure them at fair value at the date of reclassification, with any differences from the previous carrying amount recognised in equity. If the redeemable units subsequently have all the features and meet the conditions set out in paragraphs 16A and 16B of HKAS 32, the Series Trust will reclassify them as equity instruments and measure them at the carrying amount of the liabilities at the date of the reclassification.

The issuance, acquisition and resale of redeemable units are accounted for as equity transactions.

Upon issuance of units, the consideration received is included in equity.

Transaction costs incurred by the Series Trust in issuing, acquiring or reselling its own equity instruments are accounted for as a deduction from equity to the extent that they are incremental costs directly attributable to the equity transaction that otherwise would have been avoided.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents are defined as cash on hand, demand deposits, time deposits with an original maturity of three months or less and short-term, highly liquid investments readily convertible to known amounts of cash and subject to insignificant risk of changes in value.

Cash at banks which are denominated in USD are carried at cost. Cash denominated in other currencies is translated into USD at the applicable rates of exchange at the end of the reporting period.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents consist of cash and cash equivalents as defined above and excluding amounts which have been pledged as collateral and are restricted in use.

Related parties

A party is considered to be related to the Series Trust if:

- (a) the party is a person or a close member of that person's family and that person
- (i) has control or joint control over the Series Trust;
  - (ii) has significant influence over the Series Trust; or
  - (iii) is a member of the key management personnel of the Series Trust or of a parent of the Series Trust;

or

- (b) the party is an entity where any of the following conditions applies:
- (i) the entity and the Series Trust are members of the same group;
  - (ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
  - (iii) the entity and the Series Trust are joint ventures of the same third party;
  - (iv) one entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity;
  - (v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Series Trust or an entity related to the Series Trust;
  - (vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a); and
  - (vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Amounts due from/to a broker

Amounts due from a broker include cash held at the broker and receivables for securities sold that have been contracted for but not yet delivered on the reporting date. Amounts due to a broker include payables for securities purchased that have been contracted for but not yet delivered on the reporting date. Refer to accounting policy for "other financial liabilities" for recognition and measurement.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 4. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Under the Master Trust Deed, the Manager is responsible for management of the investments and reinvestment of the assets of each series trust and for the issue and redemption of units. Details of the fees to which the Manager is entitled are provided in note 5 to the financial statements.

The Manager has delegated its investment management responsibility and the exercise of all rights of voting conferred by any investment of the Series Trust to the Investment Manager pursuant to the Investment Management Agreement. Details of the fees to which the Investment Manager is entitled are provided in note 5 to the financial statements.

Apart from the above, there were no contracts of significance in relation to the Series Trust's business to which the Series Trust was a party or in which the Manager had a material interest, whether directly or indirectly, at the end of the year or at any time during the year.

## 5. FEES

Investment management fee

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee, calculated at an annual rate of 0.75% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The investment management fee for the year ended 30 April 2012 was USD28,795 (2011: USD34,855). As at 30 April 2012, an investment management fee of USD2,237 (2011: USD11,188) was payable to the Investment Manager.

Trustee fee

The Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited, is entitled to receive a trustee fee, calculated at an annual rate of up to 0.1% of the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears, subject to a minimum monthly payment of USD1,600.

The trustee fee including administration fee, valuation fee, transaction fee, registrar fee and out-of-pocket disbursements for the year ended 30 April 2012 was USD36,445 (2011: USD36,310). As at 30 April 2012, a trustee fee of USD2,885 (2011: USD2,885) was payable to the Trustee.

Management fee

The Manager, FC Investment Ltd., is entitled to receive a management fee, calculated at an annual rate of 0.1% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The management fee for the year ended 30 April 2012 was USD3,839 (2011: USD4,647). As at 30 April 2012, a management fee of USD298 (2011: USD377) was payable to the Manager.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 5. FEES (continued)

Performance fee

The Investment Manager is also entitled to receive a performance fee calculated and payable in arrears at the end of each calendar quarter. The performance fee for any calendar quarter will be an amount equal to 12.5% of the amount by which the net asset value per unit (before deduction of the performance fee) at the end of the relevant quarter exceeds the highest of the net asset value per unit (before deduction of the performance fee) as at the end of any of the preceding calendar quarters, or the initial price of USD100 if it is higher, multiplied by the average number of units in issue during the relevant quarter.

The performance fee for the year ended 30 April 2012 was USD42,299 (2011: USD28,949). As at 30 April 2012, a performance fee of USD13,239 was payable to the Investment Manager as at 30 April 2012 (2011: Nil).

Distribution fee

The Distributor, Aizawa Securities Co. Ltd., is entitled to receive a distribution fee, calculated at an annual rate of 0.5% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The distributor fee for the year ended 30 April 2012 was USD19,197 (2011: USD23,237). As at 30 April 2012, a distribution fee of USD1,492 (2011: USD1,885) was payable to the Distributor.

Agent company fee

The Agent Company, Aizawa Securities Co. Ltd., is entitled to receive an agent company fee, calculated at an annual rate of 0.2% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day and payable monthly in arrears.

The agent company fee for the year ended 30 April 2012 was USD7,679 (2011: USD9,295). As at 30 April 2012, an agent company fee of USD597 (2011: USD754) was payable to the Agent Company.

## 6. TAXATION

Under the current laws of Cayman Islands, there is no income tax, corporation tax, capital gains tax or any other kinds of tax on profits or gains.

The Trust has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands to the effect that, for a period of 50 years from 24 April 2007, no law that is hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any tax on income will be levied on the Trust. In jurisdictions other than the Cayman Islands, in some cases foreign taxes will be withheld at source of dividends and interest received by the Series Trust.

## 7. DISTRIBUTION

No distribution was paid or payable for the year ended 30 April 2012 (2011: Nil).

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 8. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2012 USD	2011 USD
Financial assets, at cost	2,791,401	3,534,374
Unrealised gains	471,202	663,657
Financial assets at fair value through profit or loss	<u>3,262,603</u>	<u>4,198,031</u>
Net gains or losses on financial assets at fair value through profit or loss		
- Realised	842,283	1,612,875
- Unrealised	( 192,455)	( 92,769)
Total gains	<u>649,828</u>	<u>1,520,106</u>

A detailed portfolio listing is set out on page 27 - 28.

## 9. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2012 USD	2011 USD
Cash at bank	<u>356,432</u>	<u>613,945</u>

The cash at bank of USD101,598 (2011: Nil) was held with The HSBC Hong Kong and USD254,834 (2011: USD509,165) was held with HSBC Manila. For the year ended 30 April 2011, USD104,780 was held with The HSBC Bank USA New York. All are affiliate companies of the Trustee and Registrar, with balances in their accounts earning interest at floating rates based on daily bank deposit rates.

## 10. AMOUNTS DUE FROM/TO A BROKER

	2012 USD	2011 USD
Amounts due from a broker: Receivables for securities sold	<u>174,898</u>	<u>329,005</u>
Amounts due to a broker: Payables for securities purchased	<u>141,523</u>	<u>403,200</u>

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 11. NUMBER OF REDEEMABLE UNITS

Number of issued and fully paid redeemable units:

	2012 Units	2011 Units
At beginning of year	40,619	51,168
Issue during the year	81	220
Redemption during the year	( 12,083)	( 10,769)
At end of year	<u>28,617</u>	<u>40,619</u>

## 12. UNIT CAPITAL

The Series Trust's capital is represented by the redeemable units in the Series Trust, and shown as net asset value per redeemable units in the statement of financial position. The redeemable units can be put back to the Series Trust, an issue or repurchase of units may take place on any dealing day. Subscriptions and redemptions of units during the year are shown in the statement of changes in equity.

In accordance with the Offering Memorandum, investments are stated at the last traded prices for the purpose of determining net asset value per unit for subscriptions and redemptions and for various fee calculations. This valuation of net asset value is different from the HKFRS valuation requirements as described in Note 3. The difference between the valuation of investment position as prescribed by HKAS 39 as disclosed in Note 3 and the methodology indicated in the Series Trust's Offering Memorandum is USD10,634 (2011: USD7,552).

Reconciliation between the net asset value calculated per the Series Trust's constitution for the purposes of processing unit subscriptions and redemptions and the Series Trust's equity under HKFRS and is provided below.

	2012 USD	2011 USD
Net asset value attributable to unitholders (at last traded market prices)	3,572,181	4,641,360
Adjustment from last traded prices to bid market prices	( 10,634)	( 7,552)
Net assets as per statement of financial position	<u>3,561,547</u>	<u>4,633,808</u>

As at 30 April 2012, the Series Trust had USD3,561,547 (2011: USD4,633,808) of puttable financial instruments classified as equity and 28,617 units (2011: 40,619 units) in issue.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES

The Series Trust is exposed to market risk (including interest rate, currency and equity price risk), liquidity risk and credit risk arising from the financial instruments it holds. The risk management objective of the Series Trust is to implement strategies to minimize potential losses so as to mitigate potential adverse effects on the Series Trust's financial performance. The Investment Manager has adopted a system of checks and balances to enable the Series Trust to remain in compliance with applicable laws and rules of the Series Trust.

The Manager of the Series Trust is responsible for the daily operation of the Series Trust. It is also responsible for the management of the Series Trust's assets and the issue and repurchase of the units.

The Manager entrusts the management of the Series Trust's assets to the Investment Manager. The Investment Manager utilizes available resources to implement appropriate investment decisions. The Investment Manager has a team which is made up of board directors and investment committee members within the Investment Manager.

## (a) Market risk

Market risk is the risk that the fair value of financial instruments will fluctuate due to changes in market variables such as interest rates, foreign exchange rates, equity prices and other factors affecting the individual assets or all assets in the market.

A detailed investment portfolio of the Series Trust as at the end of the reporting period is set out on page 27 - 28.

*(i) Interest rate risk*

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument and future cash flows will fluctuate as a result of changes in market interest rates.

The majority of the Series Trust's financial assets are equity shares and other instruments which neither pay interest nor have a maturity date. As a result, the Series Trust is not subject to significant amount of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. The Series Trust's exposure to interest rate risk on its cash and cash equivalents is disclosed in note 9.

*(ii) Currency risk*

Currency risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate due to changes in foreign exchange rates. The Series Trust is exposed to currency risk on its investments and certain other assets which are denominated in currencies other than USD. Accordingly, the value of the Series Trust's assets may be affected favourably or unfavourably by fluctuations in currency rates and therefore the Series Trust will necessarily be subject to currency risk.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

## (a) Market risk (continued)

*(ii) Currency risk (continued)*

The Series Trust is mainly exposed to currency risks in Philippine Peso ("PHP") through its Philippine related investments. The financial instruments that expose the Series Trust to significant foreign currency risks are disclosed as follows:

At 30 April 2012

	PHP	USD equivalents
<b>Assets</b>		
Cash at bank	10,801,155	254,834
Financial assets at fair value through profit or loss	138,285,448	3,262,603
Amounts due from a broker	7,413,057	174,898
Dividends receivable	138,533	3,269
<b>Total assets</b>	<b>156,638,193</b>	<b>3,695,604</b>
<b>Liabilities</b>		
Amounts due to a broker	5,998,453	141,523
<b>Total liabilities</b>	<b>5,998,453</b>	<b>141,523</b>

At 30 April 2011

	PHP	USD equivalents
<b>Assets</b>		
Cash at bank	21,995,933	509,165
Financial assets at fair value through profit or loss	181,354,904	4,198,031
Amounts due from a broker	14,213,026	329,005
Dividends receivable	436,230	10,098
<b>Total assets</b>	<b>218,000,093</b>	<b>5,046,299</b>
<b>Liabilities</b>		
Amounts due to a broker	17,418,233	403,200
<b>Total liabilities</b>	<b>17,418,233</b>	<b>403,200</b>

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

## (a) Market risk (continued)

*(ii) Currency risk (continued)*

The analysis below shows the management's best estimates of the effect of a reasonably possible movement of the currency rates against the USD with all other variables held constant on the statement of financial position as at 30 April 2012 and 2011. A negative amount in the table reflects a potential net reduction in statement of comprehensive income and equity, while a positive amount reflects a net potential increase. In practice, the actual trading results may differ from the below sensitivity analysis and the difference could be material.

	Currency	Change in Currency Rate	Effect on net asset and profits USD
At 30 April 2012	PHP	±5%	±178,077
	Currency	Change in Currency Rate	Effect on net asset and profits USD
At 30 April 2011	PHP	±5%	±231,690

The Series Trust is also exposed to foreign currency risk through certain transactions that are denominated in Hong Kong Dollars ("HKD"). As HKD is pegged to USD, the Series Trust does not expect any significant movement in HKD/USD exchange rate.

*(iii) Equity Price Risk*

Equity price risk is the risk that the fair values of equities decrease as a result of changes in equity indices and the value of individual stocks. The trading equity price risk exposure arises from the Series Trust's investment portfolio. As all of the Series Trust's equities are carried at fair value with fair value changes recognised in the statement of comprehensive income, all changes in market conditions will directly affect net investment income.

The Investment Manager on behalf of the Manager will adopt a value and growth approach to investment in respect of the Series Trust. The Investment Manager will seek out stocks that are undervalued in the expectation that share prices will rise subsequently to more accurately reflect their true value. Additionally, the Investment Manager will adopt an active asset allocation process whereby the Investment Manager will adjust the asset allocations in response to changes in market trends. The key benchmark to the performance is the 30-share main index, the Philippine Stock Exchange PSEi index ("Phisix"). The key objective is to surpass the performance of the Phisix by 300bp to 500bp utilizing the investment strategy.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

## (a) Market risk (continued)

*(iii) Equity Price Risk (continued)*

At 30 April 2012, it is reasonably expected by the Investment Manager that a possible increase/decrease of 5% in Phisix, with all other variables held constant, would increase/decrease the financial assets at fair value through profit or loss and accordingly, the net assets by approximately USD194,460 (30 April 2011: USD242,348). In practice, the actual trading results may differ from the below sensitivity analysis and the difference could be material.

	Change in Phisix	Effect in financial assets at fair value through profit or loss	Effect on net assets and profits
			USD
2012	±5 %	±5.46 %	±194,460

	Change in Phisix	Effect in financial assets at fair value through profit or loss	Effect on net assets and profits
			USD
2011	±5 %	±5.23 %	±242,348

## (b) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Series Trust will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial assets or in meeting unitholder redemption requests. Liquidity risk may result from an inability to realize the financial instrument timely at its fair value. Also, substantial redemption of units at the request of unitholders may expose the Series Trust to liquidity risk as it could require the Investment Manager to liquidate investments of the Series Trust more rapidly than otherwise desirable and at less favourable prices to fund the redemption, unless the Manager is able to borrow the necessary cash for such redemption. During the year, no such borrowings have arisen (2011: Nil).

The market for relatively illiquid securities tends to be more volatile than the market for more liquid securities. Investment of the Series Trust's assets in relatively illiquid securities may restrict the ability of the Investment Manager to dispose of the Series Trust's investments at a price and time that it wishes to do so. The Series Trust's listed securities are considered to be realizable as they are listed in Philippine stock exchanges, but the liquidity conditions for smaller companies can vary significantly in different market conditions. It is expected that there will be market impact costs if the Series Trust decides to liquidate its investment in a short time frame.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

## (b) Liquidity risk (continued)

The table below indicate the residual contractual, undiscounted cash flows of the Series Trust's financial liabilities:

At 30 April 2012

	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	3 - 12 months USD	No stated maturity USD	Total USD
Accounts payable and accrued liabilities	( 30,223)	( 30,850)	-	-	( 61,073)
Amounts due to a broker	( 141,523)	-	-	-	( 141,523)
Redemptions payable	( 33,059)	-	-	-	( 33,059)
Total liabilities	( 204,805)	( 30,850)	-	-	( 235,655)

At 30 April 2011

	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	3 - 12 months USD	No stated maturity USD	Total USD
Accounts payable and accrued liabilities	( 28,590)	( 25,350)	-	-	( 53,940)
Amounts due to a broker	( 403,200)	-	-	-	( 403,200)
Redemptions payable	( 60,131)	-	-	-	( 60,131)
Total liabilities	( 491,921)	( 25,350)	-	-	( 517,271)

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

## (b) Liquidity risk (continued)

The Series Trust manages its liquidity risk by investing predominantly in securities that it expects to be able to liquidate within 1 month or less. The following table illustrates the expected liquidity of assets held:

At 30 April 2012	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	More than 3 months USD
Total assets	3,797,202	-	-
At 30 April 2011	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	More than 3 months USD
Total assets	5,151,079	-	-

## (c) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial asset will fail on a commitment that it has entered into with the Series Trust. The Series Trust will be subject to the possibility of insolvency, bankruptcy or default of a counterparty with which the Series Trust trades, which could result in substantial losses to the Series Trust.

The Series Trust's maximum exposure to credit risk in the event that counterparties fail to perform their obligations as of 30 April 2012 in relation to each class of recognised financial assets is the carrying amount of those assets as indicated in the statement of financial position.

All transactions in listed investments are settled on a delivery versus payment basis using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made when the Series Trust's custodian bank has received payment. For a purchase, payment is made once the securities have been received by the Series Trust's custodian bank. The trade will fail if either party fails to meet their obligation. Bank balances are placed with reputable financial institutions. Therefore, the Series Trust does not expect to incur material credit losses on its financial instruments.

*Risk concentrations of the maximum exposure to credit risk*

Concentrations of credit risk exist when changes in economic, industry or geographic factors affect counterparties whose aggregate credit exposure is significant in relation to the Series Trust's total credit exposure. The Series Trust's portfolio of financial instruments is diversified along industry, product and geographic lines, and transactions are entered into with a range of counterparties, thereby mitigating any significant concentration of credit risk.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

## 13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

## (d) Capital Management

The Series Trust's capital is represented by the outstanding redeemable units in issue. Currently, the Series Trust has 28,617 (2011: 40,619) redeemable units in issue (note 11).

The investment objective of the Series Trust is to derive income and long-term capital appreciation at a reasonable level of risk.

The Series Trust will invest primarily, but not exclusively, in listed equities, "registered-for-trading"/ pre-listing equities, bonds, warrants and other securities, and derivatives (including options, forwards and futures) of such securities, issued by Philippine companies or Philippine related companies. The Series Trust will invest in Philippine companies either that are listed or not listed on the Philippine Stock Exchange.

The Series Trust does not have any externally imposed capital requirements.

## (e) Fair value hierarchy

The Series Trust uses the following hierarchy for determining and disclosing the fair value of financial instruments by valuation technique:

Level 1: quoted (unadjusted) prices in active markets for identical assets or liabilities

Level 2: other techniques which use inputs which have a significant effect on the recorded fair value that are observable, either directly or indirectly

Level 3: techniques which use inputs which have a significant effect on the recorded fair value that are not based on observable market data.

	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
At 30 April 2012				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Equity shares	3,262,603	-	-	3,262,603
	<u>          </u>	<u>          </u>	<u>          </u>	<u>          </u>
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
At 30 April 2011				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Equity shares	4,198,031	-	-	4,198,031
	<u>          </u>	<u>          </u>	<u>          </u>	<u>          </u>

A detailed portfolio listing is set out on page 27 - 28.

MF MCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2012

14. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 24 October 2012.

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## PORTFOLIO LISTING

30 April 2012

	Holdings	Fair Value USD	% of NAV
<b><u>Financial assets at fair value through profit or loss</u></b>			
<b>Listed equities</b>			
<u>Philippines</u>			
Aboitiz Equity Ventures Inc	79,161	95,064	2.67
Aboitiz Power Corp	168,177	134,907	3.79
Alliance Global Group Inc	641,848	186,868	5.25
Ayala Corp	22,748	230,781	6.48
Ayala Land Inc	196,563	99,012	2.78
Banco De Oro Unibank Inc	92,566	144,467	4.06
Bank of the Philippine Islands	55,198	95,459	2.68
DMCI Holdings Inc	135,689	191,120	5.37
East West Banking Corp	104,800	45,742	1.29
Filinvest Land Inc	3,118,273	99,320	2.79
GT Capital Holdings Inc	5,560	66,704	1.87
International Container Terminal	84,617	135,455	3.80
JG Summit Holdings Inc	67,033	52,507	1.47
Mamla Electric Co	20,434	126,118	3.54
Megaworld Corp	2,631,402	133,479	3.75
Metro Pacific Investments Corp	623,341	66,033	1.85
Metropolitan Bank & Trust	62,962	135,624	3.81
Nickel Asia Corp	82,033	66,579	1.87
Petron Corp	672,274	169,080	4.75
Philex Mining Corporation	245,930	143,897	4.04
Philippine Long Distance Telephone Co	918	56,052	1.57
Philodrill Corp	98,586,643	137,233	3.85
Robinsons Land Corp	213,800	87,265	2.45
Semirara Mining Corp	27,995	165,255	4.64
SM Investments Corp	10,234	168,776	4.74
SM Prime Holdings Inc	236,288	92,988	2.61
Universal Robina	89,216	136,818	3.84
Total listed equities		<u>3,262,603</u>	<u>91.61</u>

## MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

## PORTFOLIO LISTING

30 April 2011

	Holdings	Fair Value USD	% of NAV
<b><u>Financial assets at fair value through profit or loss</u></b>			
<b>Listed equities</b>			
<u>Philippines</u>			
Aboitiz Equity Ventures Inc	129,800	119,134	2.57
Aboitiz Power Corp	233,166	170,017	3.67
Alliance Global Group Inc	612,200	168,072	3.63
Ayala Corp	9,020	81,598	1.76
Ayala Land Inc	313,300	119,083	2.57
Banco De Oro Unibank Inc	95,350	119,408	2.58
Cebu Air Inc	89,830	174,670	3.77
DMCI Holdings Inc	108,100	110,227	2.38
Energy Development Corp	2,314,750	361,144	7.79
First Gen Corp	480,000	161,333	3.48
First Philippine Holdings Corp	79,170	120,771	2.61
International Container Terminal	257,360	291,913	6.30
Jollibee Foods Corp	56,000	121,852	2.63
Marcventures Holdings Inc	1,228,000	54,009	1.16
Metro Pacific Investments Corp	930,000	78,576	1.70
Metropolitan Bank & Trust	75,820	120,487	2.60
Nickel Asia Corp	558,000	295,146	6.37
Pepsi-Cola Products Philippines Inc	743,000	41,966	0.91
Philex Mining Corporation	260,000	107,009	2.31
Philippine Long Distance Telephone Co	4,927	282,618	6.10
Robinsons Land Corp	284,700	87,519	1.89
San Miguel Corp	41,100	144,801	3.12
Semirara Mining Corp	32,690	164,963	3.56
SM Development Corp	1,320,000	276,222	5.96
SM Prime Holdings Inc	373,300	103,349	2.23
Universal Robina	373,600	322,144	6.95
Total listed equities		<u>4,198,031</u>	<u>90.60</u>

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2012年8月末日現在)

	米ドル( を除く)	円( を除く)
資産総額	3,254,690.47	255,818,671
負債総額	165,528.84	13,010,567
純資産総額( - )	3,089,161.63	242,808,104
発行済口数	26,338口	
純資産価格( / )	117.29	9,219

## 第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

### 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド

取扱場所 香港、クィーンズ・ロード・セントラル1

日本の実質上の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続が行われますが、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託していない場合は、個人の責任で所定の手続きを行う必要があります。名義書換の費用は徴収されません。

### 受益者集会

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとし、

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとし、

### 受益者に対する特典、譲渡制限

生命保険、年金等の特別のサービスの付与等の受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

## 第三部 【特別情報】

### 第1 【管理会社の概況】

#### 1 【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

管理会社の2012年8月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりです。

2007年10月末日	資本金額：11,500万円
2009年2月17日	資本金額：5,000万円

##### (2) 会社の機構

###### 管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は2名です。ただし、取締役が1名の場合には定足数は1名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

###### 投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役間の協議によって決定されます。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2012年8月末日現在、以下のとおり、公募投資信託11本の管理・運用を行っています。

(2012年8月末日現在)

国別 (設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン	公募	8	92,341,943.47米ドル
		3	7,199,860,276円

### 3 【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、監査人であるSeiwa Audit Corporationの監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

## (1) 【貸借対照表】

## FCインベストメント・リミテッド

## 貸借対照表

2011年8月31日現在

（日本円で表示）

	注記	2011年	2010年
<b>資 産</b>			
流動資産：			
現金および現金等価物	2(d)	89,090,954	76,318,663
売掛金	3	3,831,165	5,748,411
立替金		-	8,000,000
その他の流動資産		75,465	76,897
<b>流動資産合計</b>		<b>92,997,584</b>	<b>90,143,971</b>
<b>資産合計</b>		<b>92,997,584</b>	<b>90,143,971</b>
<b>負 債</b>			
流動負債：			
未払金		7,151,463	8,673,403
<b>負債合計</b>		<b>7,151,463</b>	<b>8,673,403</b>
<b>純資産</b>			
資本金			
授權株式数 2,300株			
発行済株式総数 1,000株		50,000,000	50,000,000
利益剰余金		35,846,121	31,470,568
<b>純資産合計</b>		<b>85,846,121</b>	<b>81,470,568</b>
<b>負債及び純資産合計</b>		<b>92,997,584</b>	<b>90,143,971</b>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## (2) 【損益計算書】

FCインベストメント・リミテッド  
損益計算書

2011年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	注記	2011年	2010年
<b>収 益</b>			
管理報酬		45,416,609	93,749,336
受取利息		8,755	48,532
<b>収益合計</b>		<b>45,425,364</b>	<b>93,797,868</b>
<b>費 用</b>			
営業投資損失	5	-	1,025,355
支払手数料		29,849,400	78,011,629
法務及び専門家報酬		2,864,258	4,169,517
アドバイザー報酬		2,445,250	3,438,425
支払給与		2,445,250	2,698,175
銀行手数料		294,173	530,855
その他の営業費用	6	1,208,194	2,650,224
為替差損		1,943,286	2,619,355
<b>費用合計</b>		<b>41,049,811</b>	<b>95,143,535</b>
<b>当期純利益（当期純損失）</b>		<b>4,375,553</b>	<b>(1,345,667)</b>
1株当たり情報			
1株当たり当期純利益金額（1株当たり当期純損失金額）	2(f)	4,376	(1,346)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

**FCインベストメント・リミテッド**  
**株主資本等変動計算書**

2011年

2010年9月1日から2011年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
期首残高	50,000,000	31,470,568	-	81,470,568
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	4,375,553	-	4,375,553
期末残高	50,000,000	35,846,121	-	85,846,121

2010年

2009年9月1日から2010年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
期首残高	50,000,000	38,816,235	-	88,816,235
剰余金の配当	-	(6,000,000)	-	(6,000,000)
当期純損失	-	(1,345,667)	-	(1,345,667)
期末残高	50,000,000	31,470,568	-	81,470,568

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## FC インベストメント・リミテッド

## 注記

(日本円で表示)

**1 会社概要**

当社は、株式会社ファンドクリエーションの完全子会社として、ケイマン諸島において2003年9月9日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2009年10月26日に株式会社ファンドクリエーションより株式会社ファンドクリエーショングループへ株式の譲渡を行った。現在、株式会社ファンドクリエーショングループが全株式を保有している。

**2 重要な会計方針****(a) 財務書類作成の基礎**

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。

財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

**(b) 単体決算**

当社は、子会社及び関連会社を有していない。

**(c) 投資有価証券**

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

**(d) 現金および現金等価物**

現金および現金等価物は、銀行預金からなる。

**(e) 外貨換算**

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含まれる。

**(f) 1株当たり情報**

1株当たり当期純利益金額は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して計算される。当社は希薄化証券を保有していない為、希薄化一株当たり当期純利益を表示していない。

**(g) 引当金**

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

**3 売掛金**

	2011年	2010年
管理報酬	3,831,165	5,748,411

**4 税金**

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

**5 匿名組合投資損失**

	2011年	2010年
匿名組合投資損失	-	1,025,355

**6 その他の営業費用**

その他の営業費用には、以下が含まれる：

	2011年	2010年
通信費	58,754	35,123
賃借料	227,827	235,010
租税公課	-	2,000
保険料	65,588	84,327
旅費交通費	37,380	-
荷造運送費	85,428	182,044
雑費	733,217	2,111,720
	1,208,194	2,650,224

[次へ](#)

**FC Investment Ltd.**  
**Balance sheets as of August 31, 2011**  
(In Japanese Yen)

	Notes	FY 2011	FY 2010
<b>Assets</b>			
Current assets:			
Cash and cash equivalents	2(d)	89,090,954	76,318,663
Accounts receivable	3	3,831,165	5,748,411
Advances paid		-	8,000,000
Other current assets		75,465	76,897
<b>Total current assets</b>		<u>92,997,584</u>	<u>90,143,971</u>
<b>Total</b>		<u><u>92,997,584</u></u>	<u><u>90,143,971</u></u>
<b>Liabilities and Net Assets</b>			
Current liabilities:			
Accounts payable		7,151,463	8,673,403
<b>Total current liabilities</b>		<u>7,151,463</u>	<u>8,673,403</u>
Net Assets:			
Common stock:			
Authorized: 2,300 shares			
Issued: 1,000 shares		50,000,000	50,000,000
Undistributed retained earnings		35,846,121	31,470,568
<b>Total Net Assets</b>		<u>85,846,121</u>	<u>81,470,568</u>
<b>Total</b>		<u><u>92,997,584</u></u>	<u><u>90,143,971</u></u>

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

**FC Investment Ltd.**  
**Income statements**  
**for years ended August 31, 2011**  
(In Japanese Yen)

	Notes	FY 2011	FY 2010
<b>Revenues</b>			
Management fees		45,416,609	93,749,336
Interest income		8,755	48,532
<b>Total revenues</b>		<b>45,425,364</b>	<b>93,797,868</b>
<b>Expenses</b>			
Loss from operational investment securities	5	-	1,025,355
Fees and expenses		29,849,400	78,011,629
Legal and other professional fees		2,864,258	4,169,517
Advisory expenses		2,445,250	3,438,425
Salaries		2,445,250	2,698,175
Bank charges		294,173	530,855
Other operating expenses	6	1,208,194	2,650,224
Foreign exchange loss		1,943,286	2,619,355
<b>Total expenses</b>		<b>41,049,811</b>	<b>95,143,535</b>
<b>Net income (Loss)</b>		<b>4,375,553</b>	<b>(1,345,667)</b>
Amount Per Share			
Net income (Loss) : Basic	2(f)	4,376	(1,346)

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

**FC Investment Ltd.**  
**Statements of changes in shareholder's equity**

FY 2011

For year from September 1, 2010 to August 31, 2011

( In Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	50,000,000	31,470,568	-	81,470,568
Dividends paid	-	-	-	-
Net income	-	4,375,553	-	4,375,553
Balance at end of year	50,000,000	35,846,121	-	85,846,121

FY 2010

For year from September 1, 2009 to August 31, 2010

( In Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	50,000,000	38,816,235	-	88,816,235
Dividends paid	-	(6,000,000)	-	(6,000,000)
Net loss	-	(1,345,667)	-	(1,345,667)
Balance at end of year	50,000,000	31,470,568	-	81,470,568

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

## Notes to financial statements

( in Japanese Yen)

### 1 Company profile

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. on September 9, 2003 in Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

Fund Creation Co., Ltd. has transferred all shares of the Company on October 26, 2009 to Fund Creation Group Co., Ltd. Now all the shares are owned by Fund Creation Group Co., Ltd..

### 2 Significant accounting policies

#### (a) Basis of presenting non-consolidated financial statements

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is in Japanese Yen and not the local currency of Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

#### (b) Non-Consolidation

The Company has no subsidiaries or affiliated companies.

#### (c) Other investment securities

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

#### (d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise of deposits at bank.

#### (e) Foreign currency translation

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are reflected in the income statement.

*(f) Net income per share*

Basic net income per share is computed based on the weighted average number of shares of common stock outstanding during each period.

As the Company has no dilutive securities during the period, diluted net income per share shall not be disclosed.

*(g) Allowance for doubtful accounts*

In order to prepare for possible losses from receivables, loans, etc., an allowance is provided based on historical loan loss experience for claims to general debtors. For certain doubtful accounts, allowance is provided for the estimated uncollectible amount, based on the collectability of individual claims.

**3 Accounts receivable**

	FY 2011	FY 2010
Management fees	3,831,165	5,748,411

**4 Taxation**

Under the current taxation system in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

**5 Loss from operational investment securities**

	FY 2011	FY 2010
Other loss from operational investment securities	-	1,025,355

## 6 Other operating expenses

	FY 2011	FY 2010
Other operating expenses include:		
Communication expenses	58,754	35,123
Rent	227,827	235,010
Tax and duties	-	2,000
Insurance expenses	65,588	84,327
Travel expenses	37,380	-
Packing and transportation expenses	85,428	182,044
Miscellaneous expenses	733,217	2,111,720
	<u>1,208,194</u>	<u>2,650,224</u>

[次へ](#)

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
  
- b . 管理会社の中間財務書類は、本国における独立監査人の監査を受けていません。
  
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

## (1) 資産及び負債の状況

**FCインベストメント・リミテッド**  
**中間貸借対照表**

	2011年8月31日現在	2012年2月29日現在
	（単位：円）	（単位：円）
<b>資 産</b>		
<b>流動資産：</b>		
現金および現金等価物	89,090,954	86,806,196
売掛金	3,831,165	2,799,995
その他の流動資産	75,465	180,750
<b>流動資産合計</b>	<b>92,997,584</b>	<b>89,786,941</b>
<b>資産合計</b>	<b>92,997,584</b>	<b>89,786,941</b>
<b>負 債</b>		
<b>流動負債：</b>		
未払金	7,151,463	3,509,417
<b>負債合計</b>	<b>7,151,463</b>	<b>3,509,417</b>
<b>純資産</b>		
<b>資本金</b>		
授權株式数 2,300株		
発行済株式総数 1,000株	50,000,000	50,000,000
利益剰余金	35,846,121	36,277,524
<b>純資産合計</b>	<b>85,846,121</b>	<b>86,277,524</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>92,997,584</b>	<b>89,786,941</b>

## (2) 損益の状況

FCインベストメント・リミテッド  
中間損益計算書

	2010年9月1日から 2011年2月28日まで	2011年9月1日から 2012年2月29日まで
	(単位：円)	(単位：円)
収 益		
管理報酬	24,475,041	16,178,476
受取利息	6,241	6,998
為替差益	-	302,565
収益合計	<u>24,481,282</u>	<u>16,488,039</u>
費 用		
支払手数料	14,924,700	11,283,300
法務及び専門家報酬	2,905,054	2,072,418
アドバイザー報酬	1,242,100	1,162,925
支払給与	1,242,100	1,162,925
銀行手数料	172,189	156,195
為替差損	840,087	-
その他の営業費用	197,354	218,873
費用合計	<u>21,523,584</u>	<u>16,056,636</u>
中間純利益	<u>2,957,698</u>	<u>431,403</u>

[前へ](#)

#### 4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、本ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の計算で行為するものとの間で、有価証券（受益証券を除きます。）の売買もしくは貸借をなしまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々、( )当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または( )競争価格若しくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

#### 5【その他】

管理会社の定款は、随時、管理会社の定款の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じておりません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 1 ATRキムエン・アセット・マネジメント・インク(ATR KimEng Asset Management, Inc.)(「投資運用会社」)

##### (1) 資本金の額

2012年8月末日現在 65,012,439.70フィリピン・ペソ(約1億3,133万円)

(注) フィリピン・ペソの円貨換算額は、便宜上、平成24年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の売値(1フィリピン・ペソ=2.02円)によります。

##### (2) 事業の内容

ATRキムエン・アセット・マネジメント・インク(ATRAM)(旧ミューチュアルファンド・マネジメントカンパニー・オブ・フィリピン社)は、1995年7月にフィリピン法に基づき設立された投資運用会社です。ATRAMは、ニューヨークを本拠地とする投資運用会社であるクレメンテ・キャピタル・インクの子会社クレメンテ・ファンド・マネジメント・アジア・リミテッドのリリア・クレメンテ氏により設立されました。ATRAMの支配権の過半は2003年に、投資銀行、株式ブローカー、資産運用、保険および不動産事業を行うメイバンク・ATRキムエン・グループ(旧ATRキムエン・グループ)により買収されました。グループの親ホールディングス会社は、フィリピン証券取引所に上場しているメイバンク・ATRキムエン・フィナンシャル・コーポレーション(旧ATRキムエン・フィナンシャル・コーポレーション)です。メイバンク・ATRキムエン・フィナンシャル・コーポレーションは、メイバンクIBホールディングス・スディリアン・ブルハドの完全子会社であるメイバンク・キムエン・ホールディングス・リミテッドがその99.11%を所有しています。

#### 2 HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」「登録事務代行会社」)

##### (1) 資本金の額

2012年4月末日現在 1,300,000米ドル(約1億218万円)

##### (2) 事業の内容

HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドは、1981年11月10日にケイマン諸島で免税会社として設立されました。同社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改訂)の規定に基づき無制限の信託会社としての免許、および、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としての免許を受けています。

#### 3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(アジア)リミテッド

HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)(「管理事務代行会社」)

##### (1) 資本金の額

2012年4月末日現在 50,000,000香港ドル(約5億650万円)

(注) 香港ドルの円貨換算額は、便宜上、平成24年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=10.13円)によります。

(2) 事業の内容

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッドは、1974年9月27日に香港で設立されました。同社は、香港会社条例に基づく信託会社として登録されています。

4 藍澤証券株式会社(Aizawa Securities Co., Ltd.)(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2012年8月末日現在、80億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っています。

2 【関係業務の概要】

1 ATRキムエン・アセット・マネジメント・インク(ATR KimEng Asset Management, Inc.)(「投資運用会社」)

ファンド資産の運用業務を行います。

2 HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」「登録事務代行会社」)

ファンドの受託業務および登録事務代行業務を行います。

3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド  
(HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)(「管理事務代行会社」)

ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。

4 藍澤証券株式会社(Aizawa Securities Co., Ltd.)(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンド証券の代行協会員および販売会社としての業務を行います。

3 【資本関係】

管理会社および投資運用会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

### 第3 【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,871であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

#### 2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

### 3. 規制を受ける投資信託の三つの型

#### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

#### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

#### 3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
  - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
  - (ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
  - (iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
    - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
    - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

- (b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

#### 4 . 投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

## 5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行なうことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2011年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2011年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行なわなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2009年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
  - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
  - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。

- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
  - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
  - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
  - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
  - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
  - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
  - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
  - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
  - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
  - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
  - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8 . 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に關し所定の年間手数料を支払うこと
  - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
  - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
  - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
  - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
  - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
  - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
  - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
  - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
  - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
  - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
  - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
  - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
  - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9 . ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
  - (b) 免許投資信託管理者
  - (c) 規制投資信託であった人物、または
  - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
  - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
  - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
  - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
  - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
  - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
  - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない、この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10 . CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

## 11 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

### 11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
  - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
  - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

### 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

## 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

## 12 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

### 12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

## 13 . 清算

### 13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2011年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

### 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

## 14 . 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
  - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
  - (iv) 本規則、会社法（2011年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
  - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
  - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
  - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
  - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

#### 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
  - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
  - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
  - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
    - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
    - (B) (i) 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、(ii)投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
  - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
  - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
  - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
  - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
  - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

## 14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

## 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

## 14.12 目論見書

- (a) 本規則パートⅧは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができる。目論見書は、以下の事項を開示しなければならない。
  - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
  - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
  - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
  - (v) 監査人の氏名および住所

- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係  
を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する  
場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名  
簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向  
け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する  
記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用  
される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他の  
サービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関す  
る情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説  
明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは  
規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予  
定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi) 以下の記述  
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスま  
たは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあた  
り、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見も  
しくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営  
業所の住所または両方の住所を含む）

## (xxiii)保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動

## (xxiv)投資顧問会社（下記事項を含む）

- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

## 第4 【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は発行されていません。

## 第5 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがある。

次の事項を記載することがある。

- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
- 図案を採用することがある。

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

- ・「ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

## 独立監査人の監査報告書

MFMCIP アイザワ trusts フィリピンファンドの受託会社殿  
(ケイマン諸島の法律に基づき、基本信託証書及び補遺信託証書によって設定されたユニット・トラストのシリーズ・トラスト)

当監査法人は、2011年4月30日現在の財政状態計算書、2011年4月30日に終了した1年間の包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュフロー計算書で構成されているMFMCIP-アイザワ trusts - フィリピンファンド（以下「シリーズ・トラスト」という）の財務諸表、並びに重要な会計方針の要約及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表の作成に関する受託会社の責任

経営陣は、香港財務報告基準に準拠してこれらの財務諸表の作成及び公正な表示について責任を負っている。したがって、経営陣は故意、不正行為によるものか誤謬によるものかを問わず、重大な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能とするために内部統制を行う必要がある。

### 監査人の責任

本監査報告書は組織としての貴社のみに向けて作成されたものであり、その他の目的はない。当監査法人は、本監査報告書の内容について、他の者に対する責任を負わず、またいかなる責任も受け入れない。

当監査法人の責任は、監査に基づいてこれらの財務諸表に対する意見を表明することである。当監査法人は、香港監査基準に準拠して監査を行った。当監査基準は、倫理要件を遵守するとともに、財務諸表に重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な確証を得るために監査を計画及び実施することを要求している。

監査には財務諸表上の金額や開示事項に関する監査証拠を得るための手続きを実施することが含まれている。選択された手続きは、不正行為によるものか誤謬によるものかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスク評価を含む監査法人の判断によって異なってくる。そうしたリスクを評価する際、監査法人は状況に照らし適切な監査手続きを計画するため、財務諸表の作成及び公正な表示に関連した内部統制について考慮しているが、内部統制の有効性に関する意見の表明を目的にしたものではない。監査には使用された会計方針の妥当性及び経営陣が行った会計上の見積りの合理性について評価するほか、財務諸表の全体的な表示を評価することも含まれている。

当監査法人は、入手した監査証拠が我々の監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切なものであると考えている。

## 独立監査人の監査報告書（前頁から続く）

**監査意見**

当監査法人の意見では、これらの財務諸表は、香港財務報告基準に準拠し、2011年4月30日現在の当ファンドの財政状態、及び2011年4月30日に終了した期間における業績及びキャッシュフローを真正かつ公正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド  
2011年10月21日

[次へ](#)

## Independent Auditors' Report

To the Trustee of  
MFMCP-Aizawa Trust - Philippine Fund  
(A series trust of a unit trust constituted by a Master Trust Deed  
and a Supplemental Trust Deed under the laws of the Cayman Islands)

We have audited the accompanying financial statements of MFMCP-Aizawa Trust - Philippine Fund (the "Series Trust") which comprise the statement of financial position as at 30 April 2011 and the statement of comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### **Trustee's Responsibility for the Financial Statements**

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### **Auditors' Responsibility**

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any person for the contents of this report.

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

## Independent Auditors' Report (continued)

### Auditors' Responsibility (continued)

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatements of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditors consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of MFMCP-Aizawa Trust - Philippine Fund as of 30 April 2011, and of its financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

Ernst & Young Ltd.  
21 October 2011

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

FC インベストメントリミテッド

株 主 各 位

当監査法人は、FCインベストメントリミテッドの2009年9月1日から2010年8月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメントリミテッドの2010年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署名]

Seiwa Audit Corporation

東京

2011年1月11日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of  
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2010 and the related non-consolidated income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, all expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the non-consolidated financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2010, and the results of its operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(Seiwa Audit Corporation)

Tokyo, Japan  
January 11, 2011

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

MFMCPC アイザワトラスト フィリピンファンドの受託会社殿

(ケイマン諸島の法律に基づき、基本信託証書および補遺信託証書によって設定されたユニット・トラストのシリーズ・トラスト)

当監査法人は、2012年4月30日現在の財政状態計算書、2012年4月30日に終了した会計年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュフロー計算書で構成されているMFMCPC - アイザワトラスト - フィリピンファンド（以下「シリーズ・トラスト」という）の財務諸表、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表の作成に関する受託会社の責任

管理者は、香港財務報告基準に準拠してこれらの財務諸表の作成および公正な表示について責任を負っている。したがって、管理者は故意、不正行為によるものか誤謬によるものかを問わず、重大な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能とするために内部統制を行う必要がある。

### 監査人の責任

本監査報告書は組織としての貴社のみに向けて作成されたものであり、その他の目的はない。当監査法人は、本監査報告書の内容について、他の者に対する責任を負わず、またいかなる責任も受け入れない。

当監査法人の責任は、監査に基づいてこれらの財務諸表に対する意見を表明することである。当監査法人は、香港監査基準に準拠して監査を行った。当監査基準は、倫理要件を遵守するとともに、財務諸表に重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な確証を得るために監査を計画および実施することを要求している。

監査には財務諸表上の金額や開示事項に関する監査証拠を得るための手続きを実施することが含まれている。選択された手続きは、不正行為によるものか誤謬によるものかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスク評価を含む監査法人の判断によって異なってくる。そうしたリスクを評価する際、監査法人は状況に照らし適切な監査手続きを計画するため、財務諸表の作成および公正な表示に関連した内部統制について考慮しているが、内部統制の有効性に関する意見の表明を目的にしたものではない。監査には使用された会計方針の妥当性および管理者が行った会計上の見積りの合理性について評価するほか、財務諸表の全体的な表示を評価することも含まれている。

当監査法人は、入手した監査証拠が我々の監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切なものであると考えている。

### 監査意見

当監査法人の意見では、これらの財務諸表は、香港財務報告基準に準拠し、2012年4月30日現在の当ファンドの財政状態、および2012年4月30日に終了した会計年度における業績およびキャッシュフローを全ての重要な点において公正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2012年10月24日

[次へ](#)

## Independent Auditors' Report

To the Trustee

MF MCP-Aizawa Trust-Philippine Fund

(A series trust of a unit trust constituted by a Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed under the laws of the Cayman Islands)

We have audited the accompanying financial statements of MF MCP-Aizawa Trust-Philippine Fund (the "Series Trust") which comprise the statement of financial position as at 30 April 2012, and the statement of comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### Trustee's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### Auditors' Responsibility

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditors consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### Opinion

In our opinion, the financial statements, present fairly, in all material respects, the financial position of MF MCP-Aizawa Trust-Philippine Fund as of 30 April 2012, and of its financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

Ernst & Young Ltd.

24 October 2012

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

FC インベストメントリミテッド  
株主御中

当監査法人は、添付のFCインベストメントリミテッドの2011年8月31日現在における日本円で表示された貸借対照表、並びに2011年8月31日をもって終了する会計年度に係る損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を実施した。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメントリミテッドの2011年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

清和監査法人  
日本、東京  
2012年1月20日

[前△](#) [次△](#)

## Independent Auditors' Report

To the Shareholder of  
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2011 and the related non-consolidated income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, all expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the non-consolidated financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2011, and the results of its operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(Seiwa Audit Corporation)

Tokyo, Japan  
January 20, 2012

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管している。

[前へ](#)